

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

電子決済手段の法形式とその移転

かんさくひろゆき
神作裕之

Discussion Paper No. 2024-J-8

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<https://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

電子決済手段の法形式とその移転

かんさくひろゆき
神作裕之*

要 旨

本稿では、2022年「資金決済に関する法律」の改正により創設された電子決済手段（いわゆるステーブルコイン）の法形式と移転について検討する。電子決済手段は、実際には、資金移動業者を発行者とする P2P（Peer-to-Peer）型の 1号電子決済手段、または信託銀行・信託会社を発行者とする P2P 型もしくは非 P2P 型の 3号電子決済手段として利用される可能性が高い。これらの電子決済手段が、決済手段として十全に機能するには、その移転が法的に確実・安全かつ簡易迅速になされるべきことから、要求払預金を決済手段とする振込等につき判例・有力説の採用する、いわゆる消滅・発生構成を適用することの妥当性を検討する。当該構成では、資金移動の指図の効力がその原因となる法律関係の影響を受けない点は妥当であるが、意思表示に瑕疵のある指図や無権限者による指図に基づく資金移動が有効とされる理由は明らかでない。P2P 型の電子決済手段について、決済システムにおける指図行為自体の無因性・抽象性・文言性の範囲が検討される必要があり、類似点を有する支払委託有価証券に関する議論を参考に、消滅・発生構成の射程を限定することが考えられる。電子決済手段は、発行者を中心とした利害関係者によりコントロールされる可能性があり、将来的には、支配（コントロール）概念を中核とする権利の発生・移転・消滅・善意取得・抗弁の制限等に係る民事法上の規律を、立法により整備することが期待される。

キーワード：電子決済手段、預金、資金移動業、電子マネー、ステーブルコイン、暗号資産、有価証券

JEL classification: G21、G23、K15、K23

* 学習院大学法学部教授（E-mail: hiroyuki.kansaku@gakushuin.ac.jp）

本稿は、筆者が日本銀行金融研究所客員研究員の期間に行った研究をまとめたものである。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。

目 次

1. はじめに	1
2. 要求払銀行預金を用いた決済システム.....	1
(1) 日銀ネット・全銀システムによる複層的な決済システム.....	1
(2) 決済システムが機能するための条件.....	4
3. 電子決済手段	6
(1) 類型	6
(2) 発行者	7
イ. 銀行	7
(イ) 1号電子決済手段の発行.....	7
(ロ) 非P2P型の電子マネーの発行と電子決済等取扱業	7
ロ. 前払式支払手段発行者.....	9
ハ. 資金移動業者	10
(イ) 1号電子決済手段の発行.....	10
(ロ) 電子決済手段等取引業.....	11
(ハ) 業規制の概要	12
(ニ) 資金移動業者による非P2P型の電子マネーの発行	12
(3) 1号電子決済手段.....	14
イ. 定義	14
ロ. 通貨建資産	14
ハ. 対価性	15
ニ. 電子移転可能型の前払式支払手段.....	15
ホ. P2P型：「不特定の者」に対する使用等	16
(4) 1号電子決済手段の移転の仕組み.....	17
イ. 移転の仕組み	17
ロ. 法律構成	17
(5) 2号電子決済手段.....	18
(6) 3号電子決済手段（特定信託受益権）	18
イ. 定義	18
ロ. 信託財産	19
ハ. 発行者	19
(7) 4号電子決済手段.....	20
イ. 意義	20

ロ. 特徴	20
4. 電子決済手段の民事法上の規律.....	21
(1) 電子決済等取扱業の対象である電子マネーの移転.....	21
イ. 消滅・発生構成	21
ロ. 二重の無因性	24
ハ. 支払委託証券との比較.....	25
ニ. 債務引受構成	26
(2) 1号電子決済手段.....	26
イ. 移転の法律構成	26
ロ. 有価証券的構成	28
(イ) 支払委託証券—為替手形・小切手.....	28
(ロ) 投資証券—振替証券.....	31
ハ. デジタル資産的構成.....	32
(3) 3号電子決済手段（特定信託受益権）	33
イ. 非 P2P 型.....	33
ロ. P2P 型.....	35
5. おわりに—今後の検討の方向性.....	36
参考文献	42

1. はじめに

2022 年の「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 61 号）に基づく資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という。）の改正によって、主としてパーミッションレス型ブロックチェーン技術等のトークン化技術の利用を前提にした P2P（Peer-to-Peer）型を念頭に置いた電子決済手段について、新たな規制が導入された。2022 年改正資金決済法は、ステーブルコインと呼ばれるものの一部を電子決済手段として 4 類型に分けて定義し、その発行・償還業務を為替取引と把握したうえで、その発行・償還および仲介業務を軸に据えて新たな規制を導入した。電子決済手段の仲介を業とする電子決済手段等取引業者（第 1 号取引業務～第 3 号取引業務）に業規制を適用することとした。他方、従来、特段の法規制が存在しなかった、銀行預金または資金移動業マネーを用いた電子マネーの仲介を業とする者を、前者すなわち銀行預金電子マネーについては銀行法改正により電子決済等取扱業者として、後者すなわち資金移動業電子マネーについては資金決済法改正により電子決済手段等取引業者（第 4 号取引業務）として、新たに規制することにした。

本稿では、電子決済手段の定義と発行者に係る監督法上の規制について概観したうえで、現実的に利用される可能性が高いと考えられるタイプの電子決済手段、すなわち資金移動業者による 1 号電子決済手段と信託銀行・信託会社による 3 号電子決済手段（特定信託受益権）を中心に、その民事法上の性質について、既存の決済手段との比較等により若干の検討を行う。どのような発行者がどのような法形式によって電子決済手段を発行するかによって、その発生や移転等をめぐる法律構成が異なりうるからである。

2. 要求払銀行預金を用いた決済システム

（1）日銀ネット・全銀システムによる複層的な決済システム

決済手段に求められる要素は、さまざまであるが、決済機能は、通貨（マネー）の機能である①価値尺度機能、②価値保蔵機能と並ぶ重要な機能である。決済とは金銭債務を消滅させる行為である。金銭債務の弁済により、その債務に係る債権は消滅し（民法 473 条）、決済がなされることになる。金銭債務は、通貨で弁

済することができるほか（民法 402 条）、相殺、更改や混同等により消滅する。

資金決済の多くの部分は、銀行に対する要求払預金の移動すなわち電子資金移動によってなされている¹。平成 29 年民法改正により、債権者の預金の口座に対する払込みによって弁済する場合には、債権者が当該預金に係る債権の債務者に対しその払込みに係る金額の払戻請求権を取得したときに、弁済の効力が生じるものとされた（民法 477 条）。振込による金銭債務の消滅が弁済か代物弁済かについては争いがあったが、平成 29 年民法改正は、弁済として整理²するとともに³、債務の消滅時期が、払い込まれた金額について「払戻しを請求する権利を取得した時」であることを明確化した⁴。振込による弁済という現代社会における重要な仕組みについて、その法的性質と債務消滅時期を明確化し、振込に関する基本的な規律を示したものと説明される⁵。振込により受取人が自己の預金口座に払い込まれた金額の払戻請求権を取得した時点で弁済の効力が生じるものとして、いわゆる決済のファイナリティーが確保された。

要求払預金が決済手段として決済機能を営むのは、銀行間の為替取引が最終的には日銀マネーといった法貨の引渡請求権に結び付いた全銀システムと日本銀行金融ネットワークシステム（以下、「日銀ネット」という。）の二重の決済システムを通じて、安全、確実、かつ効率的に資金決済がなされていることに裏付けられているためであると解される。

送金人 A が受取人 B に振込により金銭債務 100 万円を弁済するとして、A と B の預金口座が同一の銀行である甲銀行に開設されている場合には、甲銀行が、A の口座残高を 100 万円減少させ、B の口座残高を 100 万円増加させることによって、資金移動が完了する。口座における記帳の書換えによって資金移動がき

¹ 岩原 [2003] 30～37、605 頁参照。

² 大村ほか [2018] 314 頁 [加毛明]。代物弁済の場合と異なり、弁済については、債権者の承諾を要しない（民法 482 条）。

³ 銀行振出の自己宛小切手（預手）の交付の提供について、最判昭和 37 年 9 月 21 日民集 16 卷 9 号 2041 頁は、金銭債務の弁済の提供を認めた。その理由として、同最判は、預手は取引界において通常その支払が確実なものとして現金と同様に取り扱われているものであり、特段の事情がない限り、その提供をもって債務の本旨に従ってなされた履行の提供と認めるのが相当であると述べる。

⁴ なお、他行間振込を例にとると、受取人の被仕向銀行に対する預金債権の成立時がいつかについて、民法は規定を置いておらず、解釈論に委ねられている。被仕向銀行が受取人に入金記帳をした時点とする見解が有力であるが、それ以前に成立することもありうるとする見解もある。

⁵ 中田 [2020] 374 頁。

わめて効率的かつ迅速に実行される。決済システムが甲銀行内部で完結されているためである。

これに対し、送金人と受取人の銀行口座が異なる銀行に開設されている場合には、仕組みは複雑になり、関係当事者が増加する。甲銀行に預金口座をもつ X が乙銀行に口座をもつ受取人 Y に対して 100 万円の振込を行う場合、X から振込委託を受けた仕向銀行である甲銀行は被仕向銀行である乙銀行に対して 100 万円の債務を負い、甲乙銀行間における資金決済は、為替決済（資金清算）の仕組みを用いて、1 日 1 回、銀行が日本銀行に開設している日銀当座預金口座の残高を増減させることによって決済される⁶。実際には、多数の銀行相互間で網の目のように為替決済が行われるが、決済リスクを削減し決済を効率化するために、全国銀行資金決済ネットワーク（以下、「全銀ネット」という。）が資金清算機関（セントラル・カウンターパーティ）として⁷、為替取引ごとに送金人 X が口座を開設している全銀システムの参加銀行である甲銀行の債務を引き受ける一方、受取人 Y が口座を開設している全銀システムの参加銀行である乙銀行が有する債権を取得することにより⁸、全銀ネットと各参加銀行の間における決済関係に置きなおし、差引計算を行ったうえで残高だけを日銀ネットを通じて決済する⁹。

⁶ 1 億円以上の為替取引は、それぞれの為替通知ごとに、仕向金融機関と被仕向金融機関の間で資金決済を行い、被仕向金融機関に為替通知が送信される。各取引の資金決済が完了するまでの間、為替通知は、全銀センターに保留され、為替通知ごとに、日銀ネットの流動性節約機能付 RTGS（即時グロス決済）によって決済される。

⁷ 全銀ネットは、資金決済法に基づき資金清算業を営む一般社団法人である。

⁸ 全銀システムには、清算参加者としての参加と、代行決済委託金融機関としての参加の 2 つの参加類型がある。清算参加者は、日本銀行に有する自身の当座勘定により決済するのに対し、代行決済委託金融機関は、日本銀行に当座預金を保有せず、決済尻の資金清算を他の清算参加者に委託することにより全銀システムに参加する。日本銀行における代行決済受託金融機関の当座勘定により決済し、代行決済委託金融機関間で別途清算がなされる。清算参加者になるためには、清算資格の取得が必要であり、為替決済を行う店舗における日本銀行との当座勘定取引の承認等が要件になる。また、全銀システムへの接続に当たって必要な条件を満たさなければならない。他方、代行決済委託金融機関として参加するためには、清算参加者 1 行だけを代行決済受託金融機関として指定しなければならない。全銀システムへの接続に当たって必要な条件（金融機関コードの付与、取扱店の登録等）を満たす必要があることは、清算参加者の場合と異なる。

⁹ 2020 年 10 月、全銀ネットは、全銀システムへの参加資格を従来の預金取扱金融機関だけでなく新たに資金移動業者に開放した。全銀ネット「全銀システム参加資格拡大の実現について」(https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_20221007.pdf)。全銀システムに参加する資金移動業者の監督に際する留意事項については、金融庁「事務ガイドライン第

日銀ネットの 1 つである日銀ネット当預系により、金融機関等が日本銀行に開設している日本銀行当座預金間の資金の振替によって、全国銀行内国為替制度を含む各種の民間資金決済システム等にかかわる資金決済が行われる¹⁰。日本銀行と日銀ネットに参加する金融機関等との間、および、全銀ネットと全銀システムに参加する金融機関等との間は、いずれも通信回線によって接続されており、入力されたデータはオンライン処理される。

このように、送金人と受取人の間では、銀行預金債権をもって、また、銀行間の内国為替決済は、日本銀行マネーをもって決済され、最終的には法貨の引渡請求権が裏付けになっているという強固で複層的な決済システムから構築されている。そして、日本銀行が定める当座勘定規定において、入金の時期は、日本銀行がその決済を確認し、当座勘定元帳に記帳をした時と規定されており（日本銀行当座勘定規定 3 条）、日銀ネットを通じた資金決済のファイナリティ（債務の履行）が確保されている。

（2）決済システムが機能するための条件

ある決済手段が決済手段としての機能を発揮するためには、当該決済システムの内部において、そしてそれが上位の決済システムに接続している場合にはその上位の決済システムとの関係において、決済手段が価値尺度としての安定

三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係」II-2-3-4 参照。

¹⁰ 日本銀行は、日本銀行法 33 条 1 項に定める通常業務の 1 つとして、金融機関等から当座預金を受け入れ、その当座預金の振替や入金・引落としによって資金の決済を行う仕組みを運営している。日本銀行は、日本銀行法 39 条 1 項に従い、内閣総理大臣（金融庁長官に権限委任）および財務大臣から認可を得てその支払指図を電子的に送信する日銀ネットを提供している。この業務は、「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する」（同法 1 条 2 項）ためのものである。日銀ネットの参加者は、資金決済の主要な担い手である金融機関等（銀行、協同組織金融機関の中央機関、信用金庫、資金清算機関等）のうち「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」に合致した者であって、日本銀行と日銀当座預金締結を締結した者である。日本銀行と参加者の法律関係は、当座勘定規定や、日銀ネット当預系の利用に関する規則類で規定している各種規定によって規律されている。2023 年 3 月末現在、取引先金融機関等は 484 機関である。なお、日本銀行は、日銀ネットを通じた資金決済を円滑に処理するため、取引先金融機関等に対して、当日の終業時を返済期限とする当座貸越（日中当座貸越）の形態で日中流動性を供与しており、取引先金融機関等は、予め差し入れられた担保の評価額の範囲内で、日本銀行から、無利息で当座貸越の形態による資金借入を行うことができる。以上につき、日本銀行 [2023] 6 頁。

性と決済手段としての規格性・等価性を有していることが求められる。送金人と受取人のそれぞれの取引銀行が異なっても、預金債権は規格性・等価性を有している必要があり、かつ、当該決済手段が預金債権のような無体物である場合には、システム内での流動性を確保する一方で、システム外での移転を防止し、システムとしての完全性・完結性を維持する必要がある。銀行預金と全銀システムおよび日銀ネットは、それらの要件を十分に満たしており、それが前述した平成 29 年民法改正の法的評価すなわち銀行預金の決済手段としての法的承認の背景になったと考えられる。銀行当座預金も日銀当座預金も日銀マネーによる決済システムであり、預金者には法貨の引渡請求権が認められる。銀行預金の価値の安定性やその等価性・均一性の確保のために、銀行法をはじめとする各種の規制監督のほか、資金決済システムの複層的なレベルのそれぞれにおいて参加者の資格を制限していることに加え、参加金融機関等に係るリスクについてさまざまな自律的なコントロールがなされている¹¹。さらに、銀行破綻の場合における決済性預金についての全額保護といったセイフティ・ネットが整備されている。日本銀行は日本銀行法に基づく規制監督を受けるほか、株式会社である銀行が作成する銀行口座の帳簿は商業帳簿に該当し、商法上の規制に服するほか、監督法上の規制にも服し、帳簿の記載の正確性や正当性が保持されている。

民間銀行の発行する銀行券が次第に駆逐され、銀行預金による決済に収れん・一元化してきたという歴史的経過の中で、P2P 型の電子決済手段について、最終的には預金制度に結び付くように制度が構築されたことは(3 節(3)ないし(7)参照)、慎重かつ適切な立法態度であったと思われる。さらに、決済手段として用いられるためには、決済手段が法的に確実に移転するとともに、基本的に無効・取消の主張や抗弁が決済手段としての機能を保持するのに必要な範囲で制限されていることが望ましい。後述するように、銀行預金については消滅・発生構成がとられている。その法的効果は、いわゆる「占有＝所有」の理論¹²が適用

¹¹ 例えば、日本銀行は、取引先金融機関等に係るリスク（信用リスク、資金流動性リスクおよびオペレーショナルリスク等）を管理・抑制するため、取引先金融機関等の選定基準を公表しているほか、取引先金融機関等選定時の審査、取引先金融機関等に対する考査・モニタリング等、取引先金融機関等である FMI に対するオーバーサイトの実施、決済システムレポートの公表を通じて、取引先金融機関等に係るリスクとそれへの対応策に関する情報提供を行っている（日本銀行〔2023〕24 頁）。

¹² 判例によれば、金銭は通常物としての個性を有せず、単なる価値そのものとするべきであり、価値は金銭の所在に随伴するものであるから、金銭の所有権は特段の事情のないかぎり金銭の占有の移転と共に移転するものとされる（最判昭和 29 年 11 月 5 日刑集 8 卷 11 号 1675 頁）。金銭は、通貨媒体としての有体物それ自体が価値的権能すなわち金銭債務を弁済により消滅させる権能を有しており、財産的価値が有体物に表章されている有価証券とは異なる。

される金銭を決済手段として用いる場合にかなり接近するものになっている。銀行預金による資金決済の動的安全への配慮は、有価証券としての決済手段である小切手や為替手形よりも強固であるといえる。

電子決済手段について、業法・監督法上は、2022年資金決済法改正により、3節に述べるような緻密な規制が整備されたといえるのに対し、とくにP2P型の電子決済手段の民事法上の規律については、解釈論・立法論とも一部の例外を除き、議論が低調であると思われる。諸外国では、立法論を中心に、P2P型のステーブルコインやより一般的にデジタル資産またはコントロール可能な電子記録（controllable electronic record）について民事立法の動きが顕著であることに比べると、日本における業法・監督法と民事法の格差はひとときわ目立つ。

3. 電子決済手段

（1）類型

資金決済法は、1号電子決済手段から4号電子決済手段まで、4種類の電子決済手段を認めている（同法2条5項1～4号）。基本的に、電子決済手段は、パーミッションレス型のブロックチェーン技術等を用いて移転され、中央管理者が当該移転に関与しないP2P型を想定している。もっとも、例外もあり、3号電子決済手段すなわち特定信託受益権を受益証券発行信託として発行し、受益権原簿制度を利用する場合には、電子決済手段の発行者である受託者が受益権原簿を作成・管理する非P2P型の存在が想定されている。もっとも、P2P型といっても、自らブロックチェーンに参加して電子決済手段を決済や移転に用いる場合のほか、現実的には、管理業務を行う電子決済手段等取引業者を介してそれを使用・処分するケースが多いと推測される。電子決済手段については、その導入にあわせて電子決済手段の交換等または電子決済手段の管理を業として行うことを電子決済手段等取引業と定義したうえで（同条10項）、管理も含めて電子決済手段の仲介に関する業規制が整備された。

以下では、1号電子決済手段から4号電子決済手段の4種類の発行者になりうる者について明確にしたうえで、実際に発行される可能性が高い電子決済手段に重点を置いて、その定義および法形式について、検討することにする。

(2) 発行者

イ. 銀行

(イ) 1号電子決済手段の発行

銀行は、その固有業務として為替取引を営むことができる（銀行法10条1項3号）。そのため、銀行が為替取引と整理されている1号電子決済手段の発行・償還を行うことは、本来的には可能である。しかし、当面、銀行が1号電子決済手段を発行することは想定されていない。監督指針においても、銀行が電子決済手段を発行することを想定した記載は一切ない。

銀行が1号電子決済手段を発行することが想定されていない理由は、次のような懸念ないし問題点が指摘されているからである。第1に、銀行の業務の健全かつ適切な運営の観点から、銀行がステーブルコインに関与することに懸念がしめされている¹³。むしろ銀行には、不適切な電子決済手段を発行しないための体制整備を行う組織上の義務が課されている（銀行法施行規則13条の6の9）。第2に、銀行による1号電子決済手段の発行が、預金債務であるのか、為替取引に用いるために受け入れた資金であって利用者が1号電子決済手段の発行見合金を預託し、同額の電子決済手段が発行された時点で、利用者に対し当該為替取引に関する債務（未達債務）を負担するものであるのか、基準が不明確であり、そのいずれかであるかによって預金保険法上の取扱いに差異が生じる可能性がある¹⁴。すなわち、仮に預金債務であるとするると預金保険の対象になるものの、実務的に名寄せを行うことが困難であり実効性を欠く一方、銀行には資金移動業者のような資産保全義務は課されていない。これに対し、仮に未達債務であるとするると、預金保険のカバーする対象である「特定決済債務」に該当するかどうか問題になるが、結論が不明である。第3に、P2P型電子決済手段については、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与に用いられるリスクが高く¹⁵、それにより銀行のレピュテーション・リスクが発現するおそれ大きい。

(ロ) 非P2P型の電子マネーの発行と電子決済等取扱業

もともと、銀行が非P2P型の電子マネーを発行することは可能であり、すで

¹³ 金融庁「令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」（2023年5月26日）（別紙1）2～3頁（No.8）参照（<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526/01.pdf>）。

¹⁴ 市古 [2024] 266～267頁。

¹⁵ The Financial Action Task Force (FATF) [2020] pp.7-9.

にそのような電子マネーは実際に利用されている。2022 年銀行法改正により、そのような非 P2P 型の電子マネーの仲介等を業とする者について新たに電子決済等取扱業規制が導入された。暗号資産や電子決済手段と同様、非 P2P 型の電子マネーを銀行が預金により発行する場合にも、仲介機能を別の業者が営むいわゆる発行と仲介の分離が進展することが想定され、仲介業規制の必要性が認識されたためである¹⁶。

電子決済等取扱業とは、次の 2 つの行為から構成される。第 1 は、銀行の委託を受けて、預金口座を開設している預金者との合意に基づき、当該銀行に代わって次の①または②のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により預金債権の額を増加または減少させるという行為である。①当該預金口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させる。②為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させる。以上の①または②は、後述する消滅・発生構成に親和的な法律構成である。電子決済等取扱業者は、送金人からの支払指図を承諾する権限を銀行から付与されて上記①または②の行為を行い、電子マネーを移転させるものと整理されている¹⁷。電子決済等取扱業者が銀行の代理人として送金人からの支払指図を受け、それに対し承諾をしたうえで、帳簿の記帳を行う場合には、利用者の電子決済等取扱業者に対する権利の内容は、発行者に対して有する権利と同一になり、権利内容の同一性が確保される¹⁸。決済手段としての同等性・均一性が確保されることになろう。電子決済等取扱業の第 2 の行為は、第 1 の行為に関して、委託銀行のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うことである(銀行法 2 条 17 項)。

上述した電子決済等取扱業の定義から明らかなように、銀行による電子マネーは、銀行預金口座の存在を前提にし、銀行(正確には、銀行から委託を受けた電子決済等取扱業者)が当該口座の預金債権の額を減少または増加させることによってその移動を行うものであり、非 P2P 型である。

¹⁶ 金融審議会 [2022] 16 頁。

¹⁷ 金融審議会 [2022] 23 頁において、「銀行から代理権を付与された仲介者が、個々の利用者の持分を管理し、振り替える仕組み(発行者である銀行は総額のみを管理)」として電子決済等取扱業に相当する業務の規制が構想されていた。電子決済等取扱業者は、銀行に代わって、利用者との合意に基づき利用者からなされた指図を承諾し、それを自らが管理する口座帳簿に反映させる権限を有するものと整理されていると考えられる。

¹⁸ デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会 [2024] 23 頁。

ロ. 前払式支払手段発行者

次に、前払式支払手段発行者は、1号電子決済手段を発行できるのであろうか。前払式支払手段発行者はP2P型の前払式支払手段を発行することができ、現に利用されているが、そのような前払式支払手段は電子決済手段に該当するものとされる（資金決済法2条5項1号、取引業府令2条2項）¹⁹。ところが、2022年資金決済法改正により、前払式支払手段発行者に対し、P2P型のプリペイド・カードの発行をしないための措置を講じるべき組織上の義務が課されることになった（前払式府令23条の3第3号）。同様に、仲介者にも電子決済手段に該当する前払式支払手段を取り扱わないための措置を講じるべき組織上の義務が課されている²⁰。他方、電子移転可能型の前払式支払手段については²¹、発行者の関与を必須にして非P2P型のものに限定する一方、そのような前払式支払手段は電子決済手段には該当しないものとされた（3節（3）ニ参照）。

P2P型の電子移転可能型の前払式支払手段を電子決済手段には該当しないことにした理由は、第1に、前払式支払手段については払戻しが原則として禁止されており（資金決済法20条5項）、利用者の償還請求権が確保されていないため、発行者が額面額での償還する義務を負う1号電子決済手段には該当しないからである。なお、前払式支払手段には、円で表示される金額表示型と特定の物品等の購入に使用できる数量表示型とがあるが、数量表示型の場合には原則として通貨建資産には該当せず、そのような前払式支払手段は電子的移転が可能であっても通貨建資産であることを要件とする1号電子決済手段には該当し得ない。第2に、実質的にも、前払式支払手段の発行者は、基準日未使用残高の半額保全しか義務付けられておらず（資金決済法14条1項）、前払式支払手段

¹⁹ 前払式支払手段のうち、電子移転可能型のものについては、電子データであり、かつP2P型の移転が可能であるが、1号電子決済手段から除外されている。後掲注21およびそれに対応する本文参照。

²⁰ 金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係17電子決済手段等取引業関係」I-1-2-3④（注）参照。

²¹ 電子移転可能型の前払式支払手段とは、前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座であって、当該口座に前払式支払手段の内容が記録されることにより、当該前払式支払手段を代価の弁済のために使用することまたは物品等の給付・役務の提供を請求することが可能になる口座に未使用残高が記録されるものである（前払式府令1条3項6号・5条の3第2項）。このように、電子移転可能型支払手段は、口座とその口座に未使用残高を記録することが求められており、非P2P型に限定されている。なお、電子移転可能型前払式支払手段は、①残高譲渡型前払式支払手段、②番号通知型前払式支払手段、および、③国際ブランド・プリペイド・カードの3種類に分かれる（前払式府令1条3項4、5号、23条の3第2号ロ）。

発行者が破綻した場合における利用者保護が十分でないからである²²。

ハ. 資金移動業者

(イ) 1号電子決済手段の発行

1号電子決済手段として、当面、想定されているのは、為替取引を業とする資金移動業者が、利用者との間に締結した契約に基づく為替取引に係る債務（未達債務）をもって、P2P型の電子決済手段を発行する場合である。さらに、事実上は、第二種資金移動業者（送金上限額100万円）によって取り扱われることになると推察される。というのは、第一種資金移動業者は、厳格な滞留規制の適用を受け（資金決済法51条の2）、具体的な送金指図なく利用者資金を受け入れることができず（同条1項）、また、第三種資金移動業者は、送金上限が5万円であるうえ、利用者資金の厳格な受入上限（1人当たり5万円以下）の適用を受け、第二種資金移動業者に比較して事業の自由度が低いためである²³。これに対し、第二種資金移動業者は、前述したように送金上限額100万円の制約はあるほか、第一種資金移動業者に比べると緩やかな滞留規制等が適用されるに過ぎない。

そもそも、委任契約に基づく為替取引に係る未達債務が、預金債務と同様に決済手段になりうるのはなぜであろうか。それは、未達債務が、預金と同様にその安全性と等価性・均一性が確保されているためであると考えられる。すなわち第1に、資金移動業者は「未達債務の額」について資産保全義務を負う（資金決済法43条1、2項）。これにより、為替取引に係る債務の全額について保全が図られることになる。第2に、仮に資金移動業者が破綻しても、未達債務に係る債権者は、保全資産（履行保証金）を引き当てとして他の債権者に先だって優先的に弁済を受ける権利を有する（同法59条1項）²⁴。このように、前述した預金債

²² もっとも、P2P型の電子移転が可能な前払式支払手段は、電子決済手段に該当する旨の規定（取引業府令2条2項）は、改正法施行日である2023年6月1日から起算して2年を経過するまでの間は適用されないとする経過規定が設けられている（取引業府令附則2条）。

²³ 市古 [2024] 255 頁。

²⁴ この優先弁済権は、保全資産である履行保証金を引当てとして実現される。その法的性質については、特別の先取特権とする説と利用者の履行保証金に対する還付請求権とする説がある（特別先取特権であるとする説として、高橋 [2023] 190～191 頁、還付請求権とする説として丸橋・松嶋 [2019] 126 頁、市古 [2024] 85 頁）。なお、資金移動業者の未達債務に係る債権者と同様の優先的弁済を受ける権利は、暗号資産交換業者に対して預託者が有する預託暗号資産の移転を目的とする債権についても認められている（資金決済法63条の19の2第1項）。この権利については、動産先取特権の第三取得者に対する追求効を否

務とは異なる方法によって、資金移動業者の未達債務の安全性が確保され、単純な金銭債権である未達債務であることからその等価性・均一性が確保されているといえる。

さらに、異なる資金移動業者のもとで口座を開設している者の中で資金移動業電子マネーの送金が行われる場合には、資金移動業者は、清算参加者または代行決済委託金融機関として全銀システムに参加し、清算参加者は、日本銀行に有する自身の当座勘定により、代行決済委託金融機関は他の清算参加者に委託することにより日銀ネットを通じた資金決済がなされる。この場合には、前述したように、最終的には法貨を発行している日本銀行の内部で決済される日銀ネットに連結した全銀システムという複層的な決済システムに資金移動業者が直接または間接に参加することにより、資金移動業電子マネーが決済手段として効率的かつ安全に機能するような各種手当が講じられている。

(ロ) 電子決済手段等取引業

P2P 型であり電子移転可能型の 1 号電子決済手段については、発行者と仲介者が分離し、発行・償還機能と仲介・媒介・保管機能がそれぞれ別の業者によって担われることが想定される。電子決済手段の決済機能が確実に履行されるようにするとともに、仲介業者の破綻リスクから利用者を保護する必要性が高い。そこで、2022 年資金決済法改正により、電子決済手段の仲介業規制が導入されることになった。

1 号電子決済手段に係る電子決済手段等取引業については、第 1 号取引業務から第 3 号取引業務に係る規定が適用される可能性があるが、これらは 2 つに類型化することができる。第 1 は、電子決済手段の交換等を業とすることであり、具体的には、①電子決済手段の売買または他の電子決済手段との交換（資金決済法 2 条 10 項 1 号）、または、②①の媒介・取次ぎ・代理（同項 2 号）を業とする。第 2 は、電子決済手段の管理であり、他人のために電子決済手段の管理をすることである（同項 3 号）。

定する民法 333 条が準用されているほか（資金決済法 63 条の 19 の 2 第 2 項）、前払式支払手段発行者や資金移動業者については、優先弁済権の引当てとなる保全資産について当局が主導して債権者に対する配当表の作成等が行われるものとされているのに対し、暗号資産の場合にはどのように優先弁済権を実行するかについて、法令に定めがない等の違いがある。

(ハ) 業規制の概要

電子決済手段の定義は、通貨建資産かどうかという点を除いて、暗号資産の定義に類似しており、電子決済手段等取引業者に対する規制も、暗号資産交換業者に対する規制と類似している。その概要については本稿では省略するが、預託金銭および預託電子決済手段の分別管理義務、情報の安全管理および委託先管理、説明義務、情報提供義務、利用者保護を図るための措置、電子決済手段の発行者との契約締結義務、苦情処理措置、紛争解決措置、帳簿書類の作成および保存、事業報告書および利用者財産の管理に関する報告書の作成義務、ならびに信用取引を行う場合のレバレッジ規制およびロスカット・ルール等が課されているほか、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）における特定事業者とされており、取引時確認義務やトラベル・ルールの適用等、同法に基づく規制に服する。

現実に発行が想定される第二種資金移動業者による 1 号電子決済手段および資金移動業者による非 P2P 型の電子マネー（3 節（2）ハ.（二）参照）を電子決済手段等取引業者に取り扱わせる場合には、それらが発行または仲介する資金移動業者に対し、送金上限規制および滞留規制等が課されている。資金移動業者が自らそれらの移転・管理等の仲介を行わず、電子決済手段等取引業者に委託する場合には、発行者に課される送金上限規制および滞留規制等を電子決済手段等取引業者が遵守できるように態勢を整備させる義務を負うものとされている。

(二) 資金移動業者による非 P2P 型の電子マネーの発行

a. 非 P2P 型の電子マネー

資金移動業者が非 P2P 型の電子マネーを発行することは可能であり、すでにそのような電子マネーは実際に利用されている。3 節（2）ハ.（イ）に述べたように、資金移動業者が利用者に対して負っている為替取引に係る債務すなわち未達債務は、預金と同様にその安全性と等価性・均一性が確保されているため、決済手段としての適格性を有している。

資金移動業者の発行する 1 号電子決済手段と非 P2P 型の資金移動業電子マネーとは、いずれも資金移動業者が発行するものであって、利用者との間の契約に基づいて利用者から出捐された為替取引に関する債務に係る債権の移転により資金決済を行うものである点で、共通している。しかし、両者には以下の相違点があると指摘される。すなわち、非 P2P 型の資金移動業電子マネーの場合には、委任事務の遂行を求める委託者の権利すなわち資金移動業電子マネーの残

高を他の利用者に移転し、移転を受けた者が当該保有残高に相当する額の金銭の払戻請求権を取得する。そのためには送金人から移転指図を受けた資金移動業者がその指図を承諾し帳簿に記帳することが要件になる。これに対し、P2P型の1号電子決済手段については、発行者が関与しないで電子決済手段が移転される²⁵。1号電子決済手段の法形式については、節を改めて検討するが、資金移動業者の未達債務については、預金債務と同様に消滅・発生構成をとる余地があると解されており²⁶、その場合には、冒頭に述べたように、実質的には、抗弁事由や意思表示の瑕疵からの独立性が認められたり、善意か悪意かを問わず受取人が保護されたりする等、債権譲渡や更改の場合には認められない、あるいは認めることのむずかしい法的効果が認められることになり、決済手段としての高い適格性をもつに至る。

b. 第4号取引業務

資金移動業者が、従前から行われてきた資金移動業マネーを用いた非P2P型の電子マネーを発行した場合についても、前述した預金を用いた電子マネーについてと同様、消滅・発生構成に整合的な第4号取引業務に係る仲介業規制が新設された。

第4号取引業務とは、資金移動業者の委託を受けて、利用者との合意に基づき、当該資金移動業者に代わって次の①または②のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により為替取引に関する債務（未達債務）に係る債権の額を増加または減少させることである。①当該契約に基づき資金を移動させ、当該資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させる。②為替取引により受け取った資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させる（資金決済法2条10項4号）。上記の①または②は、後述する消滅・発生構成に親和的である。第4号取引業務を行う電子決済手段等取引業者は、送金人からの支払指図を承諾する権限を資金移動業者から付与されて上記

²⁵ 以上につき、市古 [2024] 219～220 頁。

²⁶ 加毛教授は、資金移動業マネーについて、預金債権の譲渡制限に係る民法466条の5の類推適用を認めたくえで、銀行振込の場合と同様に、支払人、受取人、資金移動業者の三者合意を要しないから更改ではなく、決済手段としての機能等から資金移動業者の管理する口座を基準にして第三者との関係を規律することの合理性が認められるとして、一定の留保を付しながらも消滅・発生構成を肯定する（加毛 [2023] 261～263、266、270～271 頁参照、さらに、デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会 [2024] 16～17 頁をも参照）。

①または②の行為を行い、電子マネーを移転させるものと整理されている²⁷。なお、ここにいう利用者とは、資金移動業者との間で為替取引を継続的にまたは反復的に行うことを内容とする契約を締結している者と定義されており（同条同項同号かつこ書き）、資金移動業者のもとで資金移動業マネーの為替取引に係る口座を開設していることを前提にしていると解される。資金移動業者による電子マネーの移動は、当該口座の残高の減少または増加によって行われ、非 P2P 型であるといえる。

（3）1号電子決済手段

イ. 定義

資金決済法 2 条 5 項 1 号は、1 号電子決済手段を、「物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権、第 3 条第 1 項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」（特定信託受益権を除く。）と定義する。

ロ. 通貨建資産

この定義規定は、1 号暗号資産の定義（資金決済法 2 条 14 項 1 号）と非常によく似ている。異なるのは、第 1 に、暗号資産と異なり「通貨建資産」に限られている点である。暗号資産は、反対に、その定義から、本邦通貨や外国通貨とともに通貨建資産と電子決済手段を除外する。通貨建資産とは、「本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、またはそれらをもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるものが行われることとされている資産」である（同条 7 項）。通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなされる（同条同項後段）。

通貨建資産に該当するかどうかの判断に当たり、「発行者及びその関係者と利

²⁷ 前掲注 17 に対応する本文参照。

用者との間の契約等により、発行者及びその関係者が当該利用者に対してその券面額と同額の法定通貨をもって払い戻す等の義務を負っているか」どうかのポイントになる²⁸。具体的には、1号電子決済手段から3号電子決済手段、預金債権、未達債務、金額表示型の前払式支払手段、数量表示型の前払式支払手段のうち発行者または加盟店に対し通貨建資産を請求できるもの、および国債や社債等の額面での償還が約されている有価証券が、「通貨建資産」に該当するとされる²⁹。

ハ. 対価性

次に、「対価を得ないで発行される財産的価値であって、当該財産的価値を発行する者又は当該発行する者が指定する者から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの」は電子決済手段から除外される（資金決済法2条5項1号、取引業府令2条1項）。無償ポイント等は、券面額と同額の法定通貨での債務の履行が約されているため、3節(3)ロ.に述べた通貨建資産には該当するものの、対価を得ないで発行されるため、電子決済手段には該当しない。対価を得ないで発行される財産的価値が電子決済手段の定義から除外されているのは、積極的な信用創造機能を否定し、その機能を決済機能に限定するためであると考えられる。

二. 電子移転可能型の前払式支払手段

前払式支払手段のうち、残高譲渡型や番号通知型は、電子的に移転することができるが、1号電子決済手段から除外されている（取引業府令2条2項）。残高譲渡型前払式支払手段とは、前払式支払手段のうち、利用者の指図に基づき、発行者が電子情報処理組織を用いて一般前払式支払手段記録口座³⁰における未使用残高の減少・増加の記録をする方法その他の方法により、発行者が管理する仕組みに係る電子情報処理組織を用いて移転をすることができるものをいう（前

²⁸ 金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業関係」I-1-1⑤参照。

²⁹ 市古 [2024] 166～167 頁。

³⁰ 一般前払式支払手段記録口座とは、前払式支払手段記録口座その他の前払式支払手段発行者が自ら発行した前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座を指す（前払式支払手段に関する内閣府令1条3項6号）。

払式支払手段に関する内閣府令1条3項4号)。番号通知型前払式支払手段とは、前払式支払手段のうち、電子情報処理組織を用いて第三者に通知することができる番号等であって、当該番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者その保有者としてその未使用残高を一般前払式支払手段記録口座に記録するものをいう（同項5号）。

残高譲渡型や番号通知型の前払式支払手段は、いずれも一般前払式支払手段記録口座において未使用残高が記帳されるものであり、発行者の承諾その他の関与が必要である。すなわち、いずれも、電子的移転は可能であるものの、非P2P型であるという点において、電子決済手段に求められる流通性の要件を満たさないものとされた。さらに、前払式支払手段については払戻しが原則として禁止されているため通貨建資産性の要件を満たさず、基準日未使用残高の半額保全しか義務付けられていないため（資金決済法14条1項）、利用者保護が万全でないことから、発行者に係る債務の安全性や等価性・均一性に疑問があり、決済手段としての適格性に欠けることは、前述したとおりである（3節(2)ロ参照）。

ホ. P2P型：「不特定の者」に対する使用等

1号電子決済手段は、「不特定の者」に対し使用できるP2P型であることが重要な要件の1つであると解される。事務ガイドラインにおいては、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」かどうかを判断するに当たり、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者と店舗等との間の契約等により、代価の弁済のために電子決済手段を使用可能な店舗等が限定されていないか」、「発行者が使用可能な店舗等を管理していないか」等をチェックするものとされている³¹。また、「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる」かどうかを判断するに当たっては、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく、本邦通貨又は外国通貨との交換を行うことができるか」、「本邦通貨又は外国通貨との交換市場が存在するか」等をチェックするものとされている³²。1号電子決済手段に該当するためには、発行者が関与することなく、ブロックチェーン等の情報技術を用いてP2P型で移転できる仕組みであることが必要とされており、それ

³¹ 金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業関係」I-1-1①。

³² 金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業関係」I-1-1②。

が「不特定の者」に対する使用や「不特定の者」を相手方とする購入・売却が可能であることの意味するところであると解される。

(4) 1号電子決済手段の移転の仕組み

イ. 移転の仕組み

1号電子決済手段がP2P型であることから、発行者の関与なくそれが移転され決済に用いられることになる。そのとき、民事法上確実かつ明確に1号電子決済手段が移転して弁済の効力が生じるとともに、二重使用の問題等を回避するために当該システム外での移転を封じP2P型でありながらシステムの内部の閉じた世界であることが要請される。そこで、各種ガイドラインでは、電子決済手段はブロックチェーン上の移転記録の完了時点で移転すること、および、ブロックチェーン外で電子決済手段を移転させることができないことを確保することが重視されている。例えば、これらについて、発行者がホワイトペーパー等で周知することを要するとともに、電子決済手段等取引業者は利用約款においてホワイトペーパー等の内容を自身の利用者に説明することが求められる³³。

ロ. 法律構成

1号電子決済手段について、ブロックチェーン上の移転記録の完了時点で移転の効力が生じること、および、ブロックチェーン外で電子決済手段を移転させることができないことを、どのような法律構成によって民事法上確保することができるかが問題になる。

これまでになされている議論や実務は、次のようなものである。第1は、一定の記録によって権利者やその残高を把握・確定できるファンジブルな権利である場合には、ブロックチェーン上の記録をその効力発生要件および対抗要件と解する³⁴。第2は、ブロックチェーン上の記録について、有価証券法理を適用し、トークンの移転記録を証券の交付と同視し、それによりトークン表示権利の

³³ 金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係」II-2-2-1(9)①、金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業関係」I-1-2-3(1)①。

³⁴ 金融法委員会 [2022] 12～13 頁。

移転の効力が発生すると解する³⁵。第3は、資金移動業電子マネーの法律構成と同様に、資金移動業者の未達債務であって、債権譲渡、更改（債権者の交替）、帳簿の記載に基づく消滅・発生構成が考えられるとする³⁶。第3の見解は、発行者の関与なく移転されるP2P型の電子決済手段についても、預金や未達債務の場合と同様に、消滅・発生構成を採用する余地を否定していない点が注目される。1号電子決済手段の移転の法律構成については、節を改めて検討する（4節（2）参照）。

（5）2号電子決済手段

2号電子決済手段とは、「不特定の者を相手方として1号電子決済手段と相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」（特定信託受益権を除く。）である（資金決済法2条5項2号）。

2号電子決済手段に該当するかどうか、すなわち、不特定の者を相手方として1号電子決済手段と相互に交換できるかどうかを判断するに当たり、「ブロックチェーン等のネットワークを通じて不特定の者の間で移転可能な仕組みを有しているか」、「発行者による制限なく、1号電子決済手段との交換を行うことができるか」、「1号電子決済手段との交換市場が存在するか」、「1号電子決済手段を用いて購入又は売却できる商品・権利等にとどまらず、当該電子決済手段と同等の経済的機能を有するか」等をチェックするものとされる³⁷。2号電子決済手段は、1号電子決済手段の要件を欠きながらも、不特定の者を相手方としてそれと交換することによって、事実上、1号電子決済手段の規制を潜脱することを防止するために定められた類型である³⁸。

（6）3号電子決済手段（特定信託受益権）

イ. 定義

3号電子決済手段、すなわち特定信託受益権とは、電子情報処理組織を用いて

³⁵ 大越 [2019] 106 頁。

³⁶ デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会 [2024] 12～14 頁。

³⁷ 金融庁「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業関係」I-1-1 ③。

³⁸ 市古 [2024] 230 頁。

移転することができる財産的価値に表示された金銭信託の受益権であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理することその他内閣府令で定める要件を満たすものである(資金決済法2条9項)。

金銭信託であるから、受託者は、当初信託財産である金銭の拋出を受け、資金決済法に基づきその全額を預貯金により管理することが求められる。特定信託受益権は、利用者から対価としての金銭の拋出を受けたうえで、その全部を預貯金により運用する点で、未使用残高全額について預託等の義務が生じる資金移動業者により発行される1号電子決済手段とその経済的実質は類似しているが、1号電子決済手段と異なり、「不特定の者を相手方として購入および売却を行うことができる」という要件が規定されていない点に大きな特徴がある。不特定性の要件が規定されていないことから、特定受益権については、P2P型のほか、中央管理者としての受託者が存在しその移転に関与する非P2P型の発行者原簿型の受益権も3号電子決済手段に該当しうることになる。

ロ. 信託財産

特定信託受益権が円建てで発行される場合には、「信託財産の全部が預金又は貯金により管理されるものであること」(特定信託受益権電子決済手段等取引業者に関する内閣府令3条1項)、外貨建てで発行される場合には、「信託財産の全部がその外国通貨に係る外貨預金又は外貨貯金により管理されるものであること」とされている(同条2項)。特定信託受益権は、預貯金債権を信託財産とする受益権であるという点において、預貯金債権とリンクしている。発行者または仲介者の固有財産からの分離が図られることによって信託財産の独立財産性が確保されるとともに、信託財産の内容はきわめて安全性および等価性・均一性の高い預貯金債権から構成されることになり(2節(2)参照)、安全性・規格性・等価性を有するため、決済手段としての適格性が担保されている。

ハ. 発行者

3号電子決済手段の発行および償還は、為替取引に該当するという前提で、資金決済法において規制されている。特定信託受益権については、信託銀行が発行する場合には、銀行業務の本来業務に為替取引が含まれるため、銀行規制によってカバーされる。それに対し、信託銀行ではない信託会社が特定信託受益権を発行する場合には、特定信託為替取引とされ、それを業として営むことは、特定資金移動業として資金移動業の一種と整理されている(資金決済法36条の2第4

項)。特定信託会社が特定資金移動業を営む場合には、特定資金移動業を資金移動業と、当該特定信託会社を資金移動業者とみなして、資金決済法の規定が適用される（同法 37 条の 2 第 2 項）。

（7）4号電子決済手段

イ. 意義

4号電子決済手段とは、1号電子決済手段から3号電子決済手段に準じるものとして内閣府令で定めるものである。内閣府令は、「…物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限る。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもののうち、当該代価の弁済のために使用することができる範囲、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるもの」と規定する（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令 2 条 3 項）。4号電子決済手段の大きな特徴は、通貨建資産に限られない点にあり、そのためいわゆる暗号資産型ステーブルコインがこれに該当する可能性がある。

ロ. 特徴

4号電子決済手段の大きな特徴は、第1に、通貨建資産の要件が課されていない点にある。対象になる財産的価値も通貨建資産に限定されない。非通貨建資産も4号電子決済手段に該当し得るのであって、発行者による発行や償還が必ずしも想定されない。他の種類の電子決済手段と異なり、発行や償還が観念されないのであるから、4号電子決済手段の発行等は、為替取引には該当しないことになると考えられる。第2に、他の種類の電子決済手段と異なり、金融庁長官の指定を要する点である。

もともと、4号電子決済手段に係る金融庁長官の指定は、当面、なされない見込みである。そこで、本稿では、4号電子決済手段については、捨象する。

4. 電子決済手段の民事法上の規律

(1) 電子決済等取扱業の対象である電子マネーの移転

電子決済手段の法形式について述べる前に、銀行預金を用いた非 P2P 型の電子マネーの仲介業すなわち電子決済等取扱業の対象である預金債権が、どのように移転して決済に用いられるかを概観する。要求払預金を用いた非 P2P 型の電子マネーの移転・処分に関する議論をみると、債権譲渡構成、更改構成、消滅・発生構成、債務引受構成等が考えられる。このうち、消滅・発生構成とは、口座の存在を前提とし、口座の記帳を通じて権利義務の変動が生じるとする構成であり、判例・多数説の立場であるが、その法的根拠は、不明であると指摘されている³⁹。

債権譲渡構成には、対抗要件の具備、および、意思表示の瑕疵や抗弁の接続といった決済手段に求められる性質にふさわしくない法的効果が生じる。また、更改構成は、抗弁の切断という法的効果を実現しうるものの、債権者の交替による更改は、対抗要件の具備の問題が残る（民法 515 条 2 項）。いずれの構成も、現行の実務の取扱いと合致しない。すなわち、実務において、電子決済等取扱業の対象である電子マネーの移転について対抗要件を具備することはなされていないし、それを要求することは決済の効率性・迅速性を大きく阻害するものと考えられる⁴⁰。

イ. 消滅・発生構成

判例・多数説は、消滅・発生構成を採用する⁴¹。消滅・発生構成によれば、第 1 に、決済手段である銀行預金の移転に対抗要件を要求することの不適切性、および抗弁の接続を認めることの不適切性を回避することができる。第 2 に、預金債権の譲渡禁止により銀行の予定している決済方法以外での預金債権の移転が禁止されているが、預金債権についての譲渡制限の意思表示は、その意思を知りまたは重過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる（民法 466 条の 5 第 1 項）。要求払預金債権の譲渡が制限されていること

³⁹ デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会 [2024] 11 頁。

⁴⁰ 電子マネー及び電子決済に関する懇談会 [1997]。

⁴¹ 森田 [1997a] 49 頁、加毛 [2023] 260~261 頁、デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会 [2024] 10~12 頁、市古 [2024] 15~18 頁等。一定の限定を加えつつ、消滅・発生構成により説明する文献として、岩原 [2003] 78 頁。

は広く周知されているので、決済システム内部において完結したシステムを創設することができる。第 3 に、社会的信頼のある銀行による預金口座簿の記帳によつてのみ第三者との関係を規律できる。第 4 に、日本銀行を頂点とする複層的な決済システムにおいて規格性・等価性・安定性を有する決済手段であるという（2 節（1）参照）実態と現実に整合的であり、また、預金口座における銀行による記帳に対する規制と信頼性等がそれを支えている。消滅・発生構成を採用した場合には、決済の取消不能性や確実性・明確性という観点から、決済手段や決済システムに適用される法律構成として、「占有＝所有」の理論が適用される金銭による決済の場合とかなり接近した法的効果が導かれる。他方、その法的根拠や法的性質については、必ずしも解明されていない点があるほか、後述するように具体的妥当性を欠くと思われる結論が導かれる可能性も否定できないと思われる（4 節（2）ロおよび 5 節参照）。

消滅・発生構成の前提として、そもそも、決済性預金については、口座に入金された個々の預入金ごとに預金債権が個別に成立するのではなく、入金記帳がなされる都度債権は消滅するとともに、入金記帳された時点において、すべての個別の入金と支払を差引計算した残高として 1 つの残高債権が発生するものとされる（最判平成 8 年 4 月 26 日民集 50 卷 5 号 1267 頁）。消滅・発生構成が最もわかりやすいのは、同一の銀行のもとで送金人と受取人の双方の預金口座が開設されている場合である。送金人の預金口座の減額記帳とともに受取人の預金口座の増額記帳により送金人から受取人に対する預金債権の移転がなされる。しかし、異なる銀行間の振込のように異なる銀行のもとで決済当事者の口座が開設されている場合であっても、消滅・発生構成を採用することができる。すなわち、送金人の甲銀行における預金口座の減額記帳により送金人の甲銀行に対する預金債権が減少し、それに続く受取人の乙銀行における預金口座の増額記帳により受取人の乙銀行に対する預金債権が増額することになる。もっとも、その場合には、甲銀行と乙銀行が全銀システムとさらにはその上位に位置する日銀ネットという複層的な決済システムに組み込まれており、完結した決済システムの内部において甲銀行と乙銀行との資金決済が確実・安全・効率的になされ、上記のような記帳の変更が生じるのである。

判例も、消滅・発生構成に依拠する。すなわち、上記平成 8 年最高裁判決は、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込があったときは、振込依頼人と受取人との間に振込の原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である」と判示する。その理由として、同判決は次の 2 点を挙げる。第 1 に、前記普通預

金規定には、振込があった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込の原因となる法律関係の有無にかからせていることをうかがわせる定めは置かれていない。第2に、振込は、銀行間および銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られている。

前述したように、判例・通説ともに、振込指図により預金口座の帳簿に入金時に存在した残高と合算して新たな1本の預金債権になると解する。その法律構成については、段階的交互計算説が有力である。しかし、判例・通説が思い描く消滅・発生構成は、少なくとも典型契約である交互計算契約（商法529条）とは異なる。第1に、交互計算は、交互計算期間があり、交互計算に係る計算書の承認により交互計算期間中に交互計算に組み入れられた債権債務の総額について差引計算がなされ、それにより1本の債権債務関係が発生する（同法529条・532条）。商法上の交互計算は、古典的交互計算であるというのが、判例（大判昭和11年3月11日民集15巻320頁）および通説である。しかし、預金口座についてはそのような計算書の承認手続は存在しない。もっとも、民法上の交互計算契約が非典型契約として認められるとすれば、商法上の交互計算契約に該当しなくても問題ないであろう。第2に、交互計算に組み入れられる債権債務は、有因であり、組み入れられた債権債務が無効であれば、交互計算の結果にも瑕疵が生じる（商法532条但書参照）。この点は、消滅・発生構成の法的効果と異なるように思われる。

消滅・発生構成のもとでは、二重の無因性が前提にされていると考えられる。すなわち、上記平成8年最高裁判決が指摘するように、指図に基づく入出金は、指図の抽象性（無因性）に基づいて、その原因関係から遮断されるという第1段階の無因性に加え、そのようにして新たに成立した預金債権は、それ以前の残高債権に係る瑕疵等から遮断されるという第2段階での無因性の双方が判例・通説の前提になっていると考えられる。最決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁は、「普通預金契約及び通常貯金契約は、一旦契約を締結して口座を開設すると、以後預金者がいつでも自由に預入れや払戻しをすることができる継続的取引契約であり、口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立するが、その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、1個の預貯金債権として扱われるものである」と判示する。平成28年決定のこの判示と、振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込があつ

たときは、振込依頼人と受取人との間に振込の原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人の普通預金債権が成立するとした最判平成 8 年を併せ読むならば、消滅・発生構成によれば、物と同様の法的効果、さらには物を超えて金銭に関する法理すなわち「占有＝所有」の理論を適用する場合にかなり接近した法的効果が導かれる。もっとも、消滅・発生構成の前提になっていると考えられる二重の無因性について、十分な説明がなされていない点があるように思われる。

ロ. 二重の無因性

誤振込による記帳であっても、誤振込を受けた受取人の被仕向銀行に対する預金債権の成立を認めた上記平成 8 年最高裁判決は、振込の原因になる法律関係に基づく振込指図かどうかは問題にならないとし、振込の原因になる法律関係と振込指図との間には有因の関係がないこと、すなわち無因の関係にあると判示した。さらに同判決は、明示的には論じていないものの、本件でなされた振込指図という法律行為自身に、錯誤という意思表示の瑕疵があり、取消しの対象になるとも考えうるところ（民法 95 条 1 項）、意思表示に瑕疵のある振込指図に基づく預金口座簿への記帳の有効性を、何ら理由を示すことなく認めているものと考えられる。日本の判例・通説は、第 1 段階において振込指図の原因になる法律関係と振込指図の無因性（抽象性）を、第 2 段階においては振込指図という法律行為について手形行為・小切手行為に認められているのと同様の無因性（抽象性）もしくは文言性を認めているものと考えられる⁴²。

⁴² 判例は、手形行為につき、「手形の裏書は、裏書人が手形であることを認識してその裏書人欄に署名又は記名捺印した以上、裏書としては有効に成立するのであつて、裏書人は、錯誤その他の事情によって手形債務負担の具体的な意思がなかつた場合でも、手形の記載内容に応じた償還義務の負担を免れることはできない」と判示し、「手形債務負担の意思がないことを知つて手形を取得した悪意の取得者に対する関係においては、裏書人は人的抗弁として償還義務の履行を拒むことができるものと解するのが相当である」と述べ、手形行為の瑕疵を人的抗弁の問題として対処する（最判昭和 54 年 9 月 6 日民集 33 卷 5 号 630 頁）。

上記平成 8 年最高裁判決は、錯誤に基づく振込指図による預金口座簿への記帳の有効性を認めた。しかし、比較法的には、例えばドイツ法のように、第 1 段階については日本の判例・通説と同様に解するが、第 2 段階については、預金契約の条項と合わせて権利外観法理を適用することによってある程度動的安全の保護を確保するものの、ドイツ法のもとでも、指図行為について有価証券行為と同様の無因性もしくは文言性を肯定するものではないと理解される。

ハ. 支払委託証券との比較

支払委託証券である小切手や為替手形が利用された場合には、振出や裏書等の各種の手形・小切手行為について、その無因性・文言性から有価証券法理に固有の理論が適用される。支払委託証券である小切手や為替手形といった有価証券には、振出人の指図権が証券上に表章されていると解されている。とりわけ、本稿の対象である P2P 型の電子決済手段の機能は、銀行が振り出す自己宛小切手である預手に類似していると考えられる。そこで、以下では、指図の無因性・文言性という観点から、小切手や為替手形を用いて決済する場合と振込とを比較する。

支払委託証券による決済と振込による決済には、次の違いがある⁴³。すなわち、第1に、支払指図の伝達経路が、振込の場合には、送金人の支払指図が直接送金銀行に伝達されて受取人に対する支払指図が行われるのに対し、小切手の場合には、振出人の支払指図は、受取人を介して送金銀行に伝達される。第2に、支払指図の伝達手段が、振込の場合には電子的信号であるのに対し、小切手の場合には証券という物であるという物理的な違いがある。しかし、送金人または振出人からの支払指図に基づいて資金移動がなされる点では共通している。

ところが日本においては、指図の民事法上の位置付けや性質が不明確である⁴⁴。指図概念の不明確性と規律の必要性は、平成29年民法改正の際にも俎上に上った。すなわち、「(振込や資金移動取引)の法律関係は、指図という法律行為を基礎とするものと解されることから、…民法に指図に関する明文の規定を設けるべきであるとの考え方」が示され、その当否について検討することが論点に挙げられた⁴⁵。しかし、平成29年民法改正において指図について規律が置かれることはなかった。もっとも、支払委託証券であり法律上の指図証券である為替手形や小切手については、指図にかかわる判例や学説が豊富に存在しており、P2P型の電子決済手段にとってかなり参考になると考えられるため、具体的な論点に即して後述する(4節(2)参照)。

⁴³ 岩原 [2003] 33~34頁。

⁴⁴ 銀行振込における支払指図について、委任契約と消費寄託契約という2つの側面に基礎を置くものであり、委任契約に基づき銀行は支払人の指図した受取人に一定の金額を支払う義務を負い、その支払は受取人と銀行との預金契約に基づくものとし、指図は上記2つの契約に基づく義務として説明される(森田 [1997b] 49~53頁)。そこでは、指図自体の法的性質については特に触れられていない。

⁴⁵ 法務省民事局参事官室 [2011] 170頁。

二. 債務引受構成

銀行預金の移転・処分について考えられる 4 つ目の法律構成として、債務引受構成がある。例えば、銀行間の決済については、他行間の振込が全銀システムにより清算される場合には、全銀ネットが参加銀行からの振込通知に基づく為替取引に係る債務を引き受けており、中央対当事者（セントラル・カウンターパーティー）を設置することによって多数当事者間の複雑な決済関係を単純化するとともに決済金額を圧縮する等して、決済の効率化・安定化を図っている。この構成のもとでは、契約の定め方によっては、対抗要件具備、抗弁の接続、および意思表示の瑕疵等の問題をクリアできる可能性がある。しかし、リーテールの分野において送金人の取引銀行が振込に際して、送金人の債務を引き受ける意思は通常はなく、振込指図は送金事務の委託であると解される。

（2）1号電子決済手段

イ. 移転の法律構成

現実に利用される可能性がある 1 号電子決済手段は、資金移動業者により発行されることになろう（3 節（2）参照）。発行者である資金移動業者は、1 号電子決済手段の保有者に対し、約定に従って送金・決済サービスを提供する義務を負い、資金決済法の規定にしたがって保有者に対し額面額の通貨で償還する義務を負っている。口座型すなわち非 P2P 型の資金移動業電子マネーについては、前述した銀行預金を用いた非 P2P 型の電子マネーの法律構成と基本的に同様に考えることができると思われる。資金移動業電子マネーは、保有者にはその残高に応じた払戻請求権があり、口座の記帳を通じて移転が行われる等、銀行預金との類似性が大きいからである⁴⁶。すなわち、債権譲渡構成⁴⁷、更改構成⁴⁸、消滅・発生構成⁴⁹、債務引受構成が考えられる。

⁴⁶ デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会 [2024] 6～7、9 頁、市古 [2024] 29 頁。

⁴⁷ 電子マネー一般につき、電子マネーに関する勉強会 [1997] 11 頁、小沢 [1997] 11～12 頁等。

⁴⁸ 電子マネーに関する勉強会 [1997] 12 頁。

⁴⁹ 市古 [2024] 337 頁。P2P 型の 1 号電子決済手段の移転には、移転の都度、債権の消滅・発生承諾行為はないとしても、パーミッションレス型ブロックチェーンで発行する以上、P2P 取引によりブロックチェーン参加者の債権額が増減することを発行者があらかじめ包括的に承諾していると評価する余地があると指摘される（市古 [2024] 338 頁注 183）。また、

ところが、P2P型の1号電子決済手段の場合には、保有者は、口座とは独立して資金移動業者に対する債権を保有していることが想定される。すなわち、資金移動業マネーの場合には、口座を通じた発行者と債権者の連結を必ずしも前提にしていない点が、銀行預金に基づく電子マネーと異なり、それゆえ資金移動業者はP2P型の資金移動業電子マネーである1号電子決済手段を発行することができるのである。P2P型の電子決済手段については、非P2P型の電子マネー等を念頭においた上記4つの法律構成に加えて、有価証券とりわけ支払委託証券、金銭、さらにはデジタル資産ないし金券と対比することによって、1号電子決済手段の法的位置づけを明らかにすることができるように思われる。

検討に先立ち、資金移動業者が発行する1号電子決済手段により権利者もしくは保有者が発行者に対し求めることができる権利の内容を確認する必要がある。資金移動業者は、為替取引に用いられることがないと認められる資金の受入れを禁じられており（資金決済法51条）、この点で銀行預金における預金者の銀行に対する消費寄託に基づく返還請求権とは法的性格が異なる。1号電子決済手段の権利者ないし保有者は、その発行者である資金移動業者に対し約定に則った指図を通じて資金移動による決済サービスを求める権利および1号電子決済手段の対価として出捐された当該決済サービスの提供のための送金資金の償還を請求する権利を有すると考えられる⁵⁰。

以下では、P2P型の電子決済手段の移転に発行者の関与が不要であることに着目した法律構成について検討する。まず、有価証券的構成、すなわち、電子決済手段を、上記の保有者が有する債権が有価証券に化体されて有価証券法理に基づいて移転する場合と同様に考えてみる。この場合には、さらに、支払委託証券とりわけ預手とのアナロジーによる見解と、無記名証券と同様に考える見解とがありうる。しかし、物理的な証券等の存在を前提にする有価証券についての法理を物ではなく電子データにすぎない電子マネーに適用することに対しては強い批判がある⁵¹。そこで、デジタル資産的構成、すなわち、トークンの移転によりデータに基づく権利が移転し、電子的データそのものに法的価値を承認する、いわば電子データを物と同視または物として扱うという考え方が登場しうる。デジタル資産については、後述するが（4節（2）ハ参照）、電子決済手段自体を

デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会〔2024〕31～32頁は、債権譲渡構成、更改構成、または消滅・発生構成のいずれも採用する余地があるとする。

⁵⁰ デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会〔2024〕8頁。

⁵¹ 森田〔1999〕60頁。

金券⁵²と同様に価値と媒体を不可分のものとし、物の移転の場合と同様の法的効果を導く考え方も、デジタル資産的構成に含まれると考えられる。有価証券的構成およびデジタル資産的構成によれば、善意取得の類推適用等、物権的法理を電子決済手段に適用する余地が生じる。

債権譲渡構成、更改構成、消滅・発生構成、債務引受構成については、銀行預金を用いた電子マネーの箇所而言及したので（4節（1）参照）、以下では、有価証券的構成およびデジタル資産的構成について扱う。

ロ．有価証券的構成

（イ）支払委託証券—為替手形・小切手

a. 1号電子決済手段との異同

1号電子決済手段を有価証券的に構成する場合には、その機能に着目し、支払委託証券と比較することが適切であろう。支払委託証券であり支払手段として用いられる為替手形や小切手は、有価証券の代表である。有価証券法理に基づく動的安全、すなわち、有価証券行為の抽象性（無因性）、善意取得、抗弁の切断、支払免責（ただし、小切手の場合は手形法の規定の類推適用による）といった規律が適用される。支払委託証券は、単純な金銭債権を表章するものであるが、支払の委託を内容にするものであり、法律上の指図証券である。

支払委託証券である小切手における指図の法的効果についていえば、小切手の所持人は直接支払銀行に対して小切手金支払請求権をもつわけではなく、支払銀行から支払を受ければ、それを受領する権限のみを有しているにすぎない。小切手の振出人が支払銀行に対し支払指図をすると、支払銀行に対し支払権限が授与されるとともに、所持人に対する関係では当該支払権限に対応する受領権限が授与されるという二重授権説が通説である⁵³。この点において、小切手の

⁵² 金券または金銭代用証券とは、郵便切手や収入印紙等、それ自体が表示された金額に相当する1個の価値体としての価値を有するものであり、金銭の支払と同様の効力を有する証券である。金券は、証書（紙）と権利を分離することができない点において、両者を観念的に分離できる有価証券とは異なるとされる。法的には、金券には有体物についての規律が適用される。

なお、物を超えて金銭の法理すなわち「占有＝所有」の理論の適用を肯定するという考え方もありうるが、同様の法的効果は、消滅・発生構成により実質的にほぼ達成しうることは、既に述べた。

⁵³ 石井・鴻 [1976] 300～301頁、鈴木・前田 [1992] 355頁等。為替手形・小切手の所持人

所持人は電子決済手段の権利者・保有者とは異なる法的地位にあり、1号電子決済手段は支払委託証券のうち預手に類似しているといえよう。これに対し、為替手形の場合には、支払人が引受けをするまでは手形所持人の支払人に対する法的請求権は生じない。1号電子決済手段が保有者の発行者に対する償還請求権をも表章していることにかんがみるならば、支払人による引受けがなされた為替手形に類似していると考えられる。

指図は、欧州では、更改に近い淵源をもつとされたが、次第に更改制度から独立し、民法上独自の制度として確立してきたという経緯がある⁵⁴。なお、かつては、指図は更改の一種であり、指図人の被指図人との資金関係または指図人と受取人の対価関係のいずれかまたは双方の債務が消滅し、被指図人の受取人に対する債務が発生するものと理解されていた。ところが、欧州において既存債務を必ずしも前提としない無因的（抽象的）な指図がそもそもローマ法において認められていたという認識が広まり、更改を生じない指図もあるとして、指図と更改とは別制度であると認識されるようになった。ローマ法のもとでは、被指図人の受取人に対する義務の発生を伴わない支払指図と義務が発生する義務設定指図の2種類があったとされ、前者がドイツ法の指図の淵源となっており、それが支払委託証券における指図に係る日本法の理解や学説に影響を与えているものと推測される。日本法において指図に関する民商法上の規律が存在しないこと、ジュネーブ手形法・小切手法統一規約によりその内容はそれを批准している日本とドイツの間ではほぼ一致していること等から、ドイツ法の理論が下敷きになってきたものと推測される。

b. 指図に瑕疵等がある場合

以下では、指図に瑕疵や欠缺がある場合を類型化して、支払委託証券に係るリスクが関係者の間でどのように分配されているかを概観する。

に対する引受人・支払人による支払が非債弁済にならず、所持人に対して引受人・支払人が支払ったものの返還を請求できないというためには、所持人には受領権限があると解するほかなく、そのような権限が支払委託証券に表章されているとされる。さらに、為替手形および小切手の振出における支払委託の場合には、所持人が支払人から支払を受けられなかった場合には支払委託をした振出人が担保責任を負うことがあるが（手形法9条、小切手法12条）、この責任は振出人が所持人に対し受領権限を付与したことが基礎になっていると説明される（以上につき、前田〔1999〕670～674頁）。

⁵⁴ 指図に関する研究として、古くは伊澤〔1930, 1931, 1935, 1936a, 1936b〕、最近では隅谷〔2016〕等がある。本文の記述は、これらの文献による。

(a) 振出人の行為無能力

振出人が行為無能力であったときは、当該支払委託証券の振出は取り消され、善意の第三者にも対抗できると解されている⁵⁵。

(b) 意思表示の欠缺・瑕疵

判例・通説は、手形・小切手の振出に係る意思表示の瑕疵はその効力には影響を与えず、人的抗弁としてしか悪意の所持人に対抗できないとする⁵⁶。なお、債務者の支払の局面においては、手形法では債務者に悪意・重過失がない限り免責が認められるが（手形法 40 条 3 項）、小切手法にはこれに相当する規定が置かれていない。しかしながら、支払銀行による小切手に対する支払については、同条同項を類推適用する説が有力である。

(c) 無権限の支払委託

偽造小切手等を作成した無権限者に対し、債務者・支払人が行った支払は無効であるが、判例・多数説は、偽造小切手等による支払による損害を振出人に負担させる傾向が強い。その場合の法律構成については、見解が分かれている⁵⁷。第 1 は、民法 478 条により取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有する者に対する弁済をした支払銀行の免責を認めるものであるが、支払銀行の無過失を要件にする一方、過失なく弁済した支払銀行はすべて免責されるとする。判例は、この立場を採用する⁵⁸。第 2 は、商慣習により振出人が責任を負担するとする。第 3 は、偽造小切手の支払も委任事務処理費用の支払として振出人に負担させることができると解する。ただし、支払銀行は偽造小切手等の支払に際し相当の注意を払わなければ被偽造者等に対し損害賠償責任を負うとする。

c. 資金関係の不在

通説によれば、支払委託証券上、支払委託により振出人から支払人に対し、支払権限の授与がなされるが、この支払権限は手形・小切手の支払委託関係という支払委託証券の外の契約関係に基づいて生じるのが通常であろう。振出人から支払銀行に付与された支払権限は、受領権限とは異なり、小切手外の資金関係に基づくものである。小切手法は、支払人を銀行に限るとともに（同法 3 条）、振

⁵⁵ 石井・鴻 [1976] 91 頁、大隅・河本 [1977] 91 頁、岩原 [2003] 203 頁等。

⁵⁶ 判例として、最判昭和 54 年 9 月 6 日民集 33 卷 5 号 630 頁【錯誤の事案】等。

⁵⁷ 学説の分類を含め詳細は、岩原 [2003] 136～144 頁。

⁵⁸ 最判昭和 46 年 6 月 10 日民集 25 卷 4 号 492 頁。

出人が支払銀行に対し処分可能な資金を有し、かつ、振出人と支払人との間にその資金を小切手により処分できる旨の契約の存在を必要としている（同条）。支払手段としての小切手の信用証券化を防止する趣旨である。しかし、資金関係が存在しない場合であっても、無因（抽象）行為である指図、ここでは振出人から支払人に対する支払権限の授与の効力には影響を与えない（同条但書）。

d. 支払銀行による誤払い

支払銀行が当座勘定口座の資金不足や当座勘定契約の解約等の場合に誤払いをしても、支払委託証券上になされた指図によって所持人に付与された受領権限に基づいて、所持人は支払銀行に対する不当利得返還義務を負わないと解されている。ただし、支払銀行が要素の錯誤により支払った場合には、支払自体が無効であり、所持人は支払銀行に不当利得返還義務を負うと解されている⁵⁹。

（ロ）投資証券—振替証券

次に、電子化された有価証券であり、ステーブルコインと同様に高度の流動性をもつ上場投資証券の移転に係る規律を見る。これらは支払手段としてではなく投資対象であり、経済的機能は1号電子決済手段と大きく異なるが、高度の流動性を有するペーパーレス化された投資証券の移転に関するルールは、電子決済手段の規律についても参考になる。「社債、株式等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号）による振替制度に基づく振替証券の移転は、振替機関における振替口座の存在を前提とし、口座の記帳を通じて権利義務の変動が生じるものとされる。

電子決済手段について、社債、株式等の振替に関する法律の適用により中央管理機関および口座管理機関の帳簿の記載に基づき権利が移転するものと解釈するために、同法の規定を類推適用する余地がある。しかし、この構成を採用する場合には、口座の存在が類推適用の基礎になるため、P2P型の1号電子決済手段には適合しないと考えられる。

⁵⁹ 鈴木・前田 [1992] 114頁、神作 [1992] 96～97頁、岩原 [2003] 312～313頁等。

ハ. デジタル資産的構成

支配(コントロール)⁶⁰や排他性に着目し、デジタル資産や支配可能な電子データに物権法的な規律を適用しようとする動向がグローバルに認められる。解釈論によることには限界が大きく、立法的な解決が目指されている⁶¹。

日本でも、P2P型の電子マネーについて民事法上の規律を整備し、①電子データが受取人に受信され排他的に支配されるに至ったことにより譲渡の成立を認めること、②偽造や二重譲渡がなされた場合には正規のものと偽造のものとの判別が困難であること等から過失がない保有者についてはいずれも有効なものとして扱うものとする、③無権限者による移転等の処分の場合には非P2P型の電子マネーの場合と共通のルールを、過失責任原則や支配領域責任の考え方等を踏まえて立法によって明らかにすること、その一方で、④すでに引き出されて顧客のデバイスに蓄えられていた電子マネーを無権限者が処分した場合には、基本的に無効であり、無権限者から電子マネーを譲り受けた者は善意取得制度によって保護すべきであること、⑤移転行為やその原因関係に瑕疵がある場合には、悪意者や重過失にある者については抗弁の提出を認める余地があること、⑥弁済の効力発生時期を電子マネーの交付時とすべきこと等が主張されている⁶²。

なお、現在、法制審議会商法(船荷証券関係)部会において、電子船荷証券に

⁶⁰ 例えば、UNIDROIT (International Institute for the Unification of Private Law) のデジタル資産私法原則6 (UNIDROIT [2023] pp.51-52, Principle 6) は、デジタル資産または関連するプロトコル・システムが、①他者がデジタル資産から生じる実質的にすべての便益を享受することを妨げる排他的な権限、②デジタル資産から生じる実質的にすべての便益を享受することができる権限、および③他者に対して上記①②および③の権限を移転する排他的な権限を付与された者が、当該デジタル資産の支配(コントロール)を有すると定める。

⁶¹ UNCITRAL (The United Nations Commission on International Trade Law) の電子的移転可能記録に関するモデル法(UNCITRAL[2017])や前掲注60に述べたUNIDROITのデジタル資産私法原則のほか、米国では2022年に統一商事法典12章を新設しコントロール可能な電子的記録(controllable electronic record)についての規律を整備した。英国では、2022年に公表された法律委員会のデジタル資産に関するコンサルテーション・ペーパー(Law Commission [2022])および2023年公表の最終報告書(Law Commission [2023])に基づき、2024年2月に立法提案と最終的な市中協議がなされている(Law Commission [2024])。ドイツでは、デジタル資産やコントロール可能な電子的記録についての一般的規律ではないが、商法上の物品証券と投資証券を電子データ化したものについて2013年商法改正と2021年電子有価証券法制定によりそれぞれ立法的手当を行った。UNCITRALのモデル法については、小出[2013]参照。

⁶² 岩原[2003]466~506頁。

係る規律が導入されようとしている。その中間試案である法制審議会商法（船荷証券関係）部会〔2023〕では、電子船荷証券記録の発行については、「電子船荷証券記録を作成し、当該電子船荷証券記録の支配が荷送人又は傭船者に〔排他的に〕属することとなる措置」と定義すること⁶³、支配の移転については、「電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電子船荷証券記録の支配が〔移転／排他的に属〕した時点で、当該電子船荷証券記録の支配を移転した者が当該電子船荷証券記録の支配を失うもの」と定義することが提案されており⁶⁴、議論の帰趨が注目される。なお、支配については、当該電子船荷証券記録を〔排他的に〕利用することができる状態」と定義規定を置く案と定義をしない案とが両案併記されている⁶⁵。

（3）3号電子決済手段（特定信託受益権）

イ. 非 P2P 型

3号電子決済手段すなわち特定信託受益権の移転・処分については、P2P型と非 P2P型に分けて検討する必要がある。特定信託受益権の大きな特徴は、1号電子決済手段と異なり、P2P型のほかに、非 P2P型の中央管理者が存在する発行者原簿型の特定信託受益権が認められている点にある。

非 P2P型の場合には、決済手段としての適格性を満たすためには、口座の記録と移転の効力発生を一致させ、かつ、システム外での移転・処分を封じることが求められる。そのためには、第1に、受益証券発行信託としたうえで、受益証券を発行しない受益権を発行し、受益権原簿制度を利用することが考えられる

⁶³ 法制審議会商法（船荷証券等関係）部会〔2023〕3～4頁（第1部第2の3）。

⁶⁴ 法制審議会商法（船荷証券等関係）部会〔2023〕2～4頁（第1部第2の3）、8～9頁（第1部第5）。

⁶⁵ 中間試案の公表、パブリックコメント手続の実施後に開催された商法（船荷証券関係）部会において、電磁的記録は「占有」や「所持」の対象にはならず、電磁的記録に対する「支配」という用例もないため、「支配」という概念を法律上の定義なく用いると、法規範としての具体性を欠くことになることは否定できず、「電子船荷証券記録を〔排他的に〕利用することができる状態」といった定義を置いたとしても、抽象的に過ぎ、その具体的な当てはめは容易ではないという批判について議論された。電子船荷証券記録の利用実態等も踏まえつつ、「占有」または「所持」に代わる概念について、より具体的な定義を設けること、あるいは既存の概念を用いることは考えられないかとして、たとえば「帰属」という概念が取り上げられた。「支配の移転」という概念についても同様に再検討がなされた。法制審議会商法（船荷証券等関係）部会資料 11（第11回会議（令和5年8月30日開催）、3～4頁（<https://www.moj.go.jp/content/001402989.pdf>））。

(信託法 185 条 1、2 項)。受益証券発行信託において受益証券を発行しないものと信託行為において定められた信託受益権(同法 185 条 2 項)は、当事者の合意のみによって譲渡することができる(同法 194 条かっこ書き)。そして、受益証券発行信託については受益権原簿制度が採用されており、受益証券を発行しない受益権の譲渡の受託者その他の第三者に対する対抗要件は、受益権原簿への記載または記録による(同法 195 条 2 項)。受託者であるとともに受益権原簿管理人になる者が、サーバ上に記録されているブロックチェーン上の記録を管理し、当該記録を受益権原簿と取り扱うことによって、システム内で譲渡手続を完結させることが可能になる。そのために、譲渡制限の定め(同法 93 条 2 項)として、譲渡の効力発生には受託者の承諾を要する旨の定めを置き、受託者・第三者対抗要件の具備は、デジタル化した受益権原簿の記載・記録によることとなるため(同法 195 条 2 項)、受託者が受益権原簿の書換えに応じた場合には、受託者は譲渡を承諾したものとみなすこと等が考えられる。受益権の譲渡制限については、銀行預金の譲渡制限に関する規律と同様の規律が置かれており(同法 93 条 2 項)、悪意・重過失のある者に譲渡制限を対抗できるものとされている。そのため、悪意・重過失のある者に対しては、譲渡制限受益権の譲渡の効力は合意のみでは生じず、譲渡がなされ、受益権原簿の名義書換がなされたときに譲渡の効力が発生することになる。この場合には、権利の移転とデジタル化した受益権原簿の書換えが一体としてなされているものと評価できる。

もっとも、上述した特定信託受益権のスキームには、いくつかの解釈上の論点が残されている。受益証券発行信託でありながら、すべての受益権について受益証券を発行しないことができるかどうか議論されている。受益権原簿制度について記載事項やその法的効果について厳格な規律が置かれており、その違反に対し過料の制裁等があることから、受益証券発行信託でありながら、すべての受益権について受益証券を発行することも可能であると解しうるのはないか。他にも受益権原簿の法定記載要件である氏名や住所を特定し記録できるかという問題がある(信託法 1186 条 3 号)。この点も、非 P2P 型の特定信託受益権であれば、実務的に解決が困難ではないように思われる。

P2P 型ではなく、したがって中央管理者が存在する発行者原簿型の特定信託受益権は、受益証券発行信託として組成することができ、その場合には、上述したことが当てはまる(信託法 194 条かっこ書き)。

第 2 に、受益権が記録によって権利者やその残高を把握・確定できるファンジブルな権利であることに着目し、解釈論として、ブロックチェーン上の記録を

もってその効力発生要件・対抗要件と解することが考えられる⁶⁶。この議論は、信託受益権は、分割し割合的単位を創設することが可能であり、均一化・単位化されたファンジブル（代替可能）な権利は、口座上の記録を離れて譲渡の対象を特定することが困難である点にその法的な特性を認めるものである。代替性のある動産（種類物）については、物理的な分離によって譲渡の対象を特定することが可能であるが（民法 401 条 2 項）、無体物である権利は観念的な存在にすぎず物理的な分離によって特定することはできないからである。そのような権利を口座上に記録し、その数量または単位数として把握することは、観念的な存在であるファンジブルな権利に特定性ないし個別性を付与する法技術としての機能を有するものと捉えることができ、権利者が有する他の権利から移転対象の権利を分離し特定するためには、権利を移転しようとする者も権利を取得しようとする者も口座保有者であることとともに、権利者の口座の減額および取得者の口座の増額の記録によって裏付けられる必要があることから、口座の記録が権利移転の効力要件になることが導かれるとする。この考え方は、消滅・発生構成の理論的根拠を提示する可能性を秘めている。

ロ. P2P 型

特定信託受益権の第 2 類型は、P2P 型の中央管理者が存在しないタイプの受益権である。電子マネートークンとそれに表章された債権との分離を防止するための法律構成を考える必要があり、1 号電子決済手段に関する議論とパラレルな議論がなされている（3 節（4）参照）。以下では、信託受益権に固有の議論について概観する。

それは、信託法 88 条 1 項に基づく消滅・発生構成である。消滅・発生構成の法的根拠が不明であることは前述のとおりであるが、信託受益権を用いる場合にはそれに法的根拠が与えられている点が注目される。同条同項は、信託行為の定めにより受益者となるべき者として指定された者は、当然に受益権を取得する旨を規定する。この規定に基づいて、特定信託受益権の受益者は「信託契約の期間中のその時々におけるトークンの保有者である」旨を信託契約に定めることにより、常にトークンの保有者と特定信託受益権の受益者を法的に一致させることが検討されている⁶⁷。

具体的には、信託契約において、異なるブロックチェーン・アドレスにトーク

⁶⁶ 前掲注 34 およびそれに対応する本文参照。

⁶⁷ デジタルアセット共創コンソーシアム [2022] 参照。

ンの移転記録がなされた時点で、旧トークン保有者である旧受益者の受益権は消滅し、送信先の新トークン保有者の元で新たに受益権が発生する旨を定めることによって、受益権の二重譲渡によってトークンの保有者と受益者が分離する事態を回避しようとするものである。

信託法 88 条 1 項は、第一受益権とその受益者の死亡等に基づく第二受益権の発生等、典型的には民事信託とりわけ世代超越機能の実現を念頭に置いた規定であり、この規定を根拠に消滅・発生構成に法的基礎を付与することは、たまたま信託法にはそのような規定があるから問題ないものの、その他の法形式を採用した場合にも妥当する、より一般的な法理を検討する必要があると思われる。

5. おわりに—今後の検討の方向性

電子決済手段は、当面は、資金移動業者が P2P 型の 1 号電子決済手段として、あるいは、信託会社・信託銀行が P2P 型または非 P2P 型の 3 号電子決済手段すなわち特定信託受益権として発行することが想定される。これらの電子決済手段の民事法上の性質や移転の法律構成については、議論が始まったばかりであるが、預金の振込について判例が採用しており、非 P2P 型の預金または資金移動業マネーを用いた電子マネーの移転の法律構成についても妥当すると解される消滅・発生構成が、金銭による決済に近い法的効果をもたらすために、電子決済手段の移転についても有力な法律構成の候補になると考えられる⁶⁸。消滅・発生構成は、口座帳簿における記帳を基準にするものであり、債権譲渡や更改と法律構成した場合の対抗要件や抗弁の接続等の問題を克服した優れた法律構成であるからである。

しかし、口座帳簿の記帳を基準にした消滅・発生構成には、必ずしも理論的に十分に解明されていない点があるうえに、支払委託証券を用いる場合よりも金銭に近い法的効果を付与するものであって、とくに消費者が利用者に含まれる場合には必ずしも適切でないと思われる結論が導かれる可能性がある。口座帳簿の記帳に基づく消滅・発生構成は、日銀ネットや全銀システムのようにプロの金融機関等のみが参加し、膨大かつ多額の決済を効率的かつ安定的に処理することを法的に支える適切な法律構成であると思われる。しかし、リーテールの決済を含む銀行預金や資金移動業マネーによる資金決済については、振込や移転

⁶⁸ 前掲注 49 参照。

の指図の意思表示に瑕疵がある場合や無権限移動といった適法な指示がなかったと解しうるような場合であっても、口座帳簿の記帳に基づく消滅・発生構成によれば、記帳によってつねに移転の効力が認められることになりかねない。こうした実質論あるいは利益衡量論からしても、また、比較法的検討からしても、消滅・発生構成の帰結は、動的安全の保護にやや傾きすぎているとも考えられる。有価証券法理が適用される支払委託証券である為替手形や小切手についても、そこまでの法的効果は認められていない。口座帳簿の記帳に基づく消滅・発生構成は、実質的に金銭による決済に非常に近い法的効果を導くものとなっており、支払委託証券と同様に発行者の関与なく移転する P2P 型の電子決済手段の場合には、非 P2P 型の電子マネーに適用する場合よりも一層ふさわしい法律構成であるとも考えられる。しかし、他方で、電子データについてはその設計によっては金銭にはない精度の高い管理を実現できる可能性があり、そのようなメリットを活かした法律構成を検討する余地があるように思われる。

口座帳簿の記帳を基準にする消滅・発生構成は、債権譲渡や更改と法律構成した場合の対抗要件や抗弁の接続等の難点を克服する優れた構成であるが、理論的には、二重の無因性が暗黙裡に前提にされている点に問題があると思われる。支払指図とその原因関係が無因の関係にあることは、比較法的にも広く承認されており適切であるが、指図という法律行為について、必ずしも十分な検討がなされないまま、支払委託証券である為替手形・小切手の振出や裏書等の有価証券行為と同様に、その無因性・抽象性・文言性が認められているものと思われる。この点については、検討の余地があろう。紙幣や硬貨のような物理的な金銭と異なり、精度の高い支配可能な電子データとして電子決済手段を組成することが可能であるならば、実質的な利益衡量を反映した木目の細かい処理をすることが技術的に不可能とはいえないのではないか。少なくともリーテールの資金決済において、指図の意思表示に重大な瑕疵がある場合や無権限者により指図がなされた場合には、そのような事情を知って取得した悪意者に権利の発生を認める必要はないと思われる。むしろ、支払委託証券に係る有価証券法理をベースとしつつ（4 節（2）ロ（イ）参照）、管理可能な電子データにふさわしい規律を構想することが考えられる。

資金移動業者が発行する P2P 型の 1 号電子決済手段であれ、非 P2P 型と P2P 型の両類型を含む 3 号電子決済手段（特定信託受益権）であれ、口座帳簿の記帳を基準にした消滅・発生構成以外にも、送金人の指図と当該電子決済手段の移転の方式に基づいて、送金人から受取人に対し電子決済手段が承継取得以外の方法で移転するものと法律構成する可能性について検討することができよう。そのような検討の結果、従来の口座帳簿の記帳のみを基準にした消滅・発生構成に

よるほかないとしたら、特段の事情や原則に対する例外を認めることによって、適切な法的効果を導くことは可能であり、特段の事情や例外について検討していくという方向性が考えられる⁶⁹。

従来の消滅・発生構成は、預金口座簿への記帳を基準にするものであるが、資金移動は、支払人の指図に基づいてなされるものであり、有効な指図と口座帳簿への記帳をもって消滅・発生構成を採用することができないか。換言すれば、指図の法的性質について検討を深め、有効な指図と記帳に基づく消滅・発生構成を採用する余地はないであろうか。仮に、有効な指図がなされることによって、送金人に対する未達債務が消滅し、受取人のもとで指図の内容に応じた発行者の未達債務が発生すると解するならば、指図の効力や抗弁の性質やそれを第三者に対抗できる範囲等を検討することによって、従来の消滅・発生構成よりも柔軟で適切な法的効果を導くことができるように思われる。指図権の行使により指図が有効になされる場合とはどのような場合か、意思表示に瑕疵がある指図や無権限者による指図について、静的安全の保護と動的安全の保護のバランスをどのように図るか、無権限者と法的に評価された者の行った指図による移転に基づいて償還を行った発行者は、どのような要件のもとで支払免責をえることができるのか等について、類型化したうえで、個別具体的に検討する必要がある。

電子決済手段の移転は、保有者による指図と当該電子決済手段の定める移転の方式に従ったうえで口座帳簿に記載されることによって、前保有者に対する発行者の債務が消滅し、新保有者に対する発行者の債務が発生するものと解することはできないであろうか。電子決済手段が決済のために用いられる支払手段である以上、電子決済手段の発行者と利用者との間に締結される契約には、発行者における電子決済手段の額面相当額での償還債務と、それを用いた決済サービスの提供に係る条項が定められることになろう。そのような契約に基づいて、電子決済手段の発行を受けた者は、自己の電子決済手段を誰に対しいくら移転するかを指図する権利を有しているものと考えられる。資金移動業者が1号電子決済手段の発行者である場合には、資金移動業者は利用者の指図に基づき資金の移動を実現するという事務を委託され、それに必要な送金資金の前払いを受けているものと解される⁷⁰。受託者が特定信託受益権を発行する場合についても同様に、受託者は利用者の指図に基づき資金の移動を実現するという信託事務を委託され、それに必要な送金資金を信託財産として受け入れていると解される。いずれの電子決済手段についても、保有者には発行者に対する額面相

⁶⁹ 消滅・発生構成を採用したうえで、特段の事情や例外を認めることによって、適切な法的効果を導くことは可能であり、そのような方向性も検討に値する。

⁷⁰ デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会 [2024] 8頁。

当額の償還請求権が認められる。

発行者と電子決済手段の発行を受ける保有者との間には、保有者が発行者に対し為替取引に係る役務の提供を請求する権利を有することが約定されており、その中には移転の方式や、移転先や移転する金額に係る保有者の指図権が定められることになると解される。電子データである電子決済手段には、保有者が有する契約上の権利のうち、資金移動について送金先および金額を指図する権利が表章されていると解することはできないであろうか。そのように解する場合には、口座の存在を前提としない P2P 型の電子決済手段については、電子決済手段の保有者から、当該電子決済手段の移転の方式に従ってそれを取得した者は、前の保有者が有している指図権を発行契約に則った適法な指図に基づいて取得した場合には、指図された受取人はその電子決済手段を取得し、約定に従って決済サービスの履行を求める権利と償還請求権、および指図権を取得するものと解される。電子決済手段には、その決済手段としての性質上、保有者の発行者に対する指図権が表章されており、有効な指図を受けるとともに電子決済手段をその移転の手続に従って取得した者は、権利者となり、あわせて指図権を取得すると考えることができると思われる。適法な指図と電子決済手段の移転の形式の具備によって、前の権利者の当該電子決済手段に係る権利は消滅し、新たな権利者のもとで権利が発生すると解するわけである。非 P2P 型の特定信託受益権を受益権発行信託により発行する場合には、それに加え、受益権原簿における記載が受託者および第三者に対する対抗要件になる。

電子決済手段における指図は、指図の原因となる法律関係の影響を受けない無因の法律行為であるけれども、少なくともリーテール決済の分野における指図自体については、意思表示の瑕疵や欠缺に係る民法の規律の適用を受け、場合によっては若干の修正を施したうえで民法の規定の適用を受け、瑕疵の程度や性質等に応じて一定の場合には指図の効力を否定し、一定の場合には指図は有効ではあるが悪意者に対しては対抗できる抗弁事由と解すること等が検討されるべきであろう。無権限者による指図は、基本的に無効であると解したい。電子決済手段について、保有者からその移転を受けた者が、発行者に対して自らの権利を主張するためには、その前提として、前の保有者から適法な指図を受けたこと、かつ、予め定められた当該電子決済手段の移転の手続によってその移転を受けたことが必要である。前の保有者の指図に瑕疵があった場合、例えば指図が行為無能力者によってなされたものであったり、無権限者による指図がなされたりした場合には、有効な指図がなされていないと評価し、権利の移転が生じていないとして静的安全を保護することが考えられる。指図の意思表示の瑕疵や不存在を、例えば移転を受けた者が悪意である場合には移転の効力を否定し、ある

いは抗弁として権利の主張を制限する等、より柔軟で適切な法的効果を導くことができるように思われる。無権利者からさらに当該電子決済手段を取得した者は、善意取得制度により保護する必要がある、善意取得を認めることが解釈論上困難な場合には、権利外観法理を用いる等、可能な限り解釈論上の努力をすべきである。

しかし、電子決済手段の民事法上の規律については、支配可能な電子データであることに着目した立法による整備が望ましい。日本においても、排他的な支配の取得をもって電子マネーの移転が生じること等を規定すべきであること等、私法上の論点を網羅した立法論が公表されている⁷¹。「支配」の意義についても、UNIDROIT デジタル資産私法原則では、具体的な定義が置かれており⁷²、諸外国や国際レベルで近年急速に発展している立法や立法論を参考に⁷³、「支配」概念を中核とした電子決済手段あるいは、より一般化すべきであるとしたら支配可能な電子移転記録、さらにはデジタル資産一般についての民事法上の規律を整備することが望ましいと思われる。

電子決済手段の民事法上の規律について立法化する場合には、電子データ自体を価値ととらえるアプローチと、電子データにはデータ自体とは別に存在する権利が結合しているとするアプローチがありうる。前述したように、電子データそのものとは別にそれに表章された実体法上の権利もしくは法的地位があると理解する場合には、電子データとそれに表章されている権利は法的には独立していることを前提に検討を進めることが、柔軟で妥当な結論を可能にする所以であると考えられる。すなわち、有価証券的な規律すなわち電子データとそれに結び付いた権利とが法的には分離されているという前提のもとで、立法論を検討すべきであろう。指図とあらかじめ約定された方式による移転に基づいて、送金人から受取人に電子決済手段が消滅・発生構成によって移転すると考える場合には、善意取得制度や適切な抗弁制限制度の創設が必要になるであろう。

立法論に当たり、基本的には、岩原教授を中心とするこれまでの提言と UNIDROIT のデジタル資産私法原則を基礎に、電子決済手段の民事法上の規律のあり方について考察することが出発点になろう。なお、UNIDROIT の上記原則では、「支配」概念は法的概念ではなく事実上の概念であるとされるが、カスタodianによる電子決済手段の管理や担保化のこと等を考慮すると、間接占有に対応する「間接支配」の概念を導入する等、法的概念として構築する方向性

⁷¹ 前掲注 62 およびそれに対応する本文参照。

⁷² 前掲注 60 参照。

⁷³ 前掲注 61 参照。

も検討すべきであると思われる。電子データの支配可能性に着目し、電子決済手段の発行者の関与や管理がない状態で移転可能な P2P 型の電子決済手段について、その発生、移転、消滅、善意取得および抗弁の制限、支払免責等について、民事法上の規律のあり方を検討することになろう。立法論の具体的な展開は、他日を期したい。

以 上

参考文献

- 伊澤孝平、「指図 (Anweisung) の本質 (一)」、『法学協会雑誌』48 卷 11 号、1930 年、1～50 頁
- 、「指図 (Anweisung) の本質 (二・完)」、『法学協会雑誌』49 卷 6 号、1931 年、32～72 頁
- 、「指図の観念」、『法学』4 卷 4 号、1935 年、367～393 頁
- 、「指図の効果 (1)」、『法学』5 卷 1 号、1936a 年、1～37 頁
- 、「指図の効果 (2・完)」、『法学』5 卷 2 号、1936b 年、166～201 頁
- 石井照久・鴻 常夫、『手形法小切手法 [増補版]』、勁草書房、1976 年
- 市古裕太、『デジタルマネービジネスの法務』、商事法務、2024 年
- 岩原紳作、『電子決済と法』、有斐閣、2003 年
- 大越有人、「電子記録移転権利 (トークン表示権利) の第一項有価証券該当性について」、『商事法務』2206 号、2019 年、106～112 頁
- 大隅健一郎・河本一郎、『注釈手形法・小切手法』、有斐閣、1977 年
- 大村敦志・道垣内弘人編著・石川博康・大澤 彩・加毛 明・角田美穂子・筒井 健夫・幡野弘樹・吉政友広、『解説 民法 (債権法) 改正のポイント』、有斐閣、2018 年
- 小沢徹夫、「電子マネーの取引当事者間の法律関係と損失の配分 (1)」、『NBL』623 号、1997 年、6～12 頁
- 加毛 明、「決済手段の移転に関する私法上の法律問題——資金移動業電子マネーを中心として」、沖野眞巳・丸山絵美子・水野紀子・森田宏樹・森永淑子編『これからの民法・消費者法 (I) 河上正二先生古稀記念』、信山社、2023 年、245～271 頁
- 神作裕之、「判批 [商事判例研究] 資金不足を看過してなされた手形支払の効力」、『ジュリスト』1005 号、1992 年、96～98 頁
- 金融審議会、「資金決済ワーキング・グループ報告」、金融庁、2022 年
(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220111/houkoku.pdf、2024 年 4 月 1 日)
- 金融法委員会、「セキュリティ・トークンの譲渡に関する効力発生要件及び対抗要件について (特に匿名組合持分及び信託受益権の譲渡に関して)」、金融法委員会、2022 年 (<http://www.flb.gr.jp/jdoc/publication60-j.pdf>、2024 年 4 月 1 日)
- 小出 篤、「『手形の電子化』と電子記録債権—UNCITRAL における『電子的移転可能記録』の検討から」、小出 篤・小塚荘一郎・後藤 元・潘 阿憲編『企業法・金融法の新潮流：前田重行先生古稀記念』、商事法務、2013 年、537～570 頁

- 鈴木竹雄（前田 庸補訂）、『手形法・小切手法〔新版〕』、有斐閣、1992年
隅谷史人、『独仏指図の法理論』、慶應義塾大学出版会、2016年
高橋康文編著、『新・逐条解説 資金決済法〔第2版〕』、金融財政事情研究会、
2023年
デジタルアセット共創コンソーシアム、「パーミッションレス型ステーブルコ
インの健全な導入・普及に向けた整理」、三菱UFJフィナンシャル・グ
ループ、2022年
(https://www.tr.mufg.jp/ippan/pdf/permissionlesssc_rpt.pdf、2024年4月1
日)
デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会、「デジタルマネーの権
利と移転」、『金融研究』第43巻1号、日本銀行金融研究所、2024年、
1～48頁
電子マネー及び電子決済に関する懇談会、「報告書」、金融庁、1997年
(https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kinyusei/tosin/1a1201.htm、2024年4
月1日)
電子マネーに関する勉強会、「電子マネーの私法的側面に関する一考察：「電子マ
ネーに関する勉強会」報告書」、『金融研究』第16巻第2号、日本銀行
金融研究所、1997年、1～45頁
中田裕康、『債権総論（第4版）』、岩波書店、2020年
日本銀行、「日本銀行が運営する資金決済システムに関する情報開示」、日本銀
行、2023年 (https://www.boj.or.jp/paym/outline/pay_boj/pboj230731a.pdf、
2024年4月1日)
法制審議会商法（船荷証券等関係）部会、「船荷証券に関する規定等の見直し
に関する中間試案（令和5年3月8日）」、法務省、2023年
(<https://www.moj.go.jp/content/001394826.pdf>、2024年4月1日)
法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理
（平成23年4月12日決定）」、法務省、2011年
(<https://www.moj.go.jp/content/000074384.pdf>、2024年4月1日)
前田 庸、『手形法・小切手法』、有斐閣、1999年
丸橋 透・松嶋隆弘編著、『資金決済法の理論と実務』、勁草書房、2019年
森田宏樹、「電子マネーの法的構成（3）」、『NBL』619号、1997a年、30～37頁
——、「電子マネーの法的構成（5）」、『NBL』626号、1997b年、48～56頁
——、「（報告）電子マネーをめぐる私法上の諸問題」、『金融法研究』15号、
金融法学会、1999年、51～90頁
Law Commission, “Digital Assets: Consultation Paper,” Law Commission, 2022
(available at <https://www.lawcom.gov.uk/project/digital-assets/>、2024年4月

1 日).

———, “Digital Assets: Final Report,” Law Com No 412, Law Commission, 2023 (available at <https://www.lawcom.gov.uk/project/digital-assets/>、2024 年 4 月 1 日).

———, “Digital assets as personal property, Short consultation on draft clauses,” Law Commission, 2024 (available at <https://www.lawcom.gov.uk/project/digital-assets/>、2024 年 4 月 1 日).

The Financial Action Task Force (FATF), “FATF Report to the G20 Finance Ministers and Central Bank Governors on So-called Stablecoins,” FATF, 2020 (available at <https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/reports/Virtual-Assets-FATF-Report-G20-So-Called-Stablecoins.pdf.coredownload.pdf>、2024 年 4 月 1 日).

UNCITRAL (The United Nations Commission on International Trade Law), Model Law on Electronic Transferable Records, UNCITRAL, 2017 (available at https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/mletr_ebook_e.pdf、2024 年 4 月 1 日).

UNIDROIT (International Institute for the Unification of Private Law), Principles on Digital Assets and Private Law, UNIDROIT, 2023 (available at <https://www.unidroit.org/wp-content/uploads/2024/01/Principles-on-Digital-Assets-and-Private-Law-linked.pdf>、2024 年 4 月 1 日).